

第3期

設楽町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

設 楽 町

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5

第2章 子ども・子育ての現状とニーズ

1 子どもの状況	7
2 子育て世帯の状況	13
3 地域社会の状況	24

第3章 子ども・子育て支援施策の方向

1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策の方向	32
基本目標 1 子どもたちの健やかな育ちを支えます	32
基本目標 2 子どもたちがのびのび自分らしく生きる力を育みます	35
基本目標 3 地域の子育て力を高めて子育て家庭を支えます	37
基本目標 4 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭を支えます	39

第4章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度の概要	41
2 教育・保育提供区域の設定	43
3 子ども人口の推計	43
4 事業の量の見込みと確保方策等	44
I 教育・保育（子ども・子育て支援給付）	44
II 地域子ども・子育て支援事業	48

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制 63
- 2 進捗管理 63

資料編

- 1 計画策定の経過 64
- 2 設楽町子ども・子育て会議 65

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の取り組み

わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成2（1990）年の「1.57ショック」を契機に、国において様々な少子化対策が進められてきました。

平成15（2003）年7月、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした「少子化社会対策基本法」と地方公共団体や事業主に対して次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。さらに、平成24（2012）年8月には、幼児期における教育・保育と地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るため、「子ども・子育て支援法」等が制定され、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。なお、同法により、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

その後、同法は幾度か改正が行われ、令和元（2019）年5月の改正では、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が同年10月から無料となるなど、子ども・子育て支援の充実が図られました。さらに、令和6（2024）年6月の改正では、妊婦やその配偶者等に面談による情報提供や相談支援などを行う妊婦等包括相談支援事業や出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業などが制度化されました。また、これに先立ち、令和4（2022）年6月には、「児童福祉法」等が改正され、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能等を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村に求められるとともに、要支援児童等の支援に資する事業の充実（子育て世帯訪問支援事業などの創設）が図られました。

しかしながら、母親となる15歳から49歳の女性の人口が減少しているほか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、わが国の合計特殊出生率は、令和5（2023）年で1.20とこれまでで最も低くなっています。

(2) 設楽町の取り組み

設楽町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「設楽町次世代育成支援対策地域行動計画」を策定して次世代育成支援対策を推進する中、「子ども・子育て支援法」の施行を受けて、平成28（2016）年3月に、「設楽町次世代育成支援対策地域行動計画」を含めた「設楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和3（2021）年3月には、「第2期設楽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）を策定し、「子育てが楽しい町づくり 子どもたちがのびやかに育つ町づくりをめざして」を基本方針に掲げ、次世代育成支援対策の実施とともに、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に努めてきました。

しかしながら、この間、全国的に少子化が進み、設楽町の子どもの人口も減少を続け、利用が10人を下回る保育園が存在するなど、子どもたちの成長に欠かせない集団での育ちの維持が難しくなっています。また、保育・教育ニーズが多様化する中、保育士不足などから、保育・教育サービス水準の維持も難しくなっています。

こうした中、設楽町では、子育て世代などを呼び込み、人口の減少に歯止めをかけるため、移住・定住の促進に取り組んでいます。豊かな自然など、まちの魅力を発信し、このまちで「働いてみたい」、「子どもと過ごしてみたい」、そして、「住んでみたい」と思ってもらえるようなまちづくりを進めています。こうした取り組みによる成果が、保育園における子どもの集団での育ちや保育士の確保につながることを期待されます。

(3) 新たな計画の策定

地方公共団体が策定する子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」において、5年を一期とし、国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）を踏まえて策定することとされています。したがって、国の「基本指針」に基づき、令和7（2025）年度から5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を図るとともに、次世代育成支援対策を計画的に推進するため、「第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

なお、令和4（2022）年6月に「こども基本法」が制定されました。同法は、令和5（2023）年12月に国が定めた「こども大綱」と愛知県が策定する「こども計画」を踏まえ、市町村において「こども計画」を策定することを求めています。

その後、令和6（2024）年6月に改正された「子ども・子育て支援法」では、妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業の「子ども・子育て支援制度」への位置づけとともに、「こども誰でも通園制度」が創設されました。「こども誰でも通園制度」は、保育園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度で、令和8年度から開始予定とされており、制度の詳細について情報収集等を行っているところです。

そのため、愛知県の「こども計画」を踏まえるとともに、「こども誰でも通園制度」への対応を検討しつつ、適切な段階において、設楽町のこども施策に関する新たな計画を策定することとします。

図表1-1 近年の主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和3（2021）年 6月	・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和4（2022）年 6月	・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和5（2023）年 12月	・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等に基づく大綱を包含
令和6（2024）年 5月	・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間（令和17（2035）年3月31日まで）延長される。
令和6（2024）年 6月	・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取り組みが強化される。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」を含み、策定、推進するものです。

なお、この計画は、設楽町総合計画を上位計画とし、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、健康増進計画（いきいきしたら計画）などの関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」の期間は、5年と定められています。

したがって、この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて、中間に計画の見直しを行います。

第2章 子ども・子育ての現状とニーズ

ここでは、各種統計データや令和6（2024）年8月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果から、子どもや子育て世帯等における現状やニーズ等についてみていきます。

なお、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要は以下のとおりです。

図表2-1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

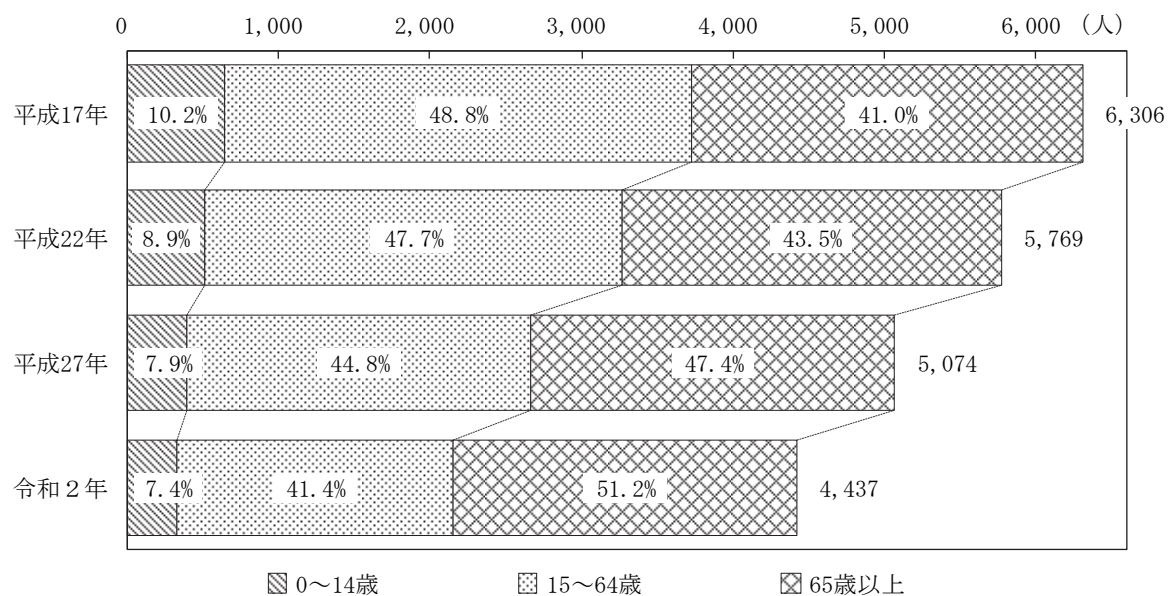
就 学 前 児 童	調 査 対 象 者	就学前児童の保護者の全数			
	調 査 方 法	郵送により調査票を配布、回収			
	調 査 期 間	令和6年8月2日～23日			
	回 収 結 果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		68	37	37	54.4%
小 学 生	調 査 対 象 者	小学生の保護者の全数			
	調 査 方 法	郵送により調査票を配布、回収			
	調 査 期 間	令和6年8月2日～23日			
	回 収 結 果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
		115	64	64	55.7%

1 子どもの状況

(1) 人口の状況

設楽町の総人口は、平成17（2005）年10月1日に旧設楽町と津具村が合併して新たな「設楽町」が発足して以降も、減少が続いています。令和2（2020）年の国勢調査によると、4,437人で、このうち、14歳以下の年少人口が7.4%、15歳以上64歳以下の生産年齢人口が41.4%、65歳以上の高齢者人口が51.2%を占め、平成17（2005）年から年少人口と生産年齢人口の割合が一貫して低下し、少子高齢化が顕著に進んでいます。

図表2-2 人口の推移（各年10月1日）

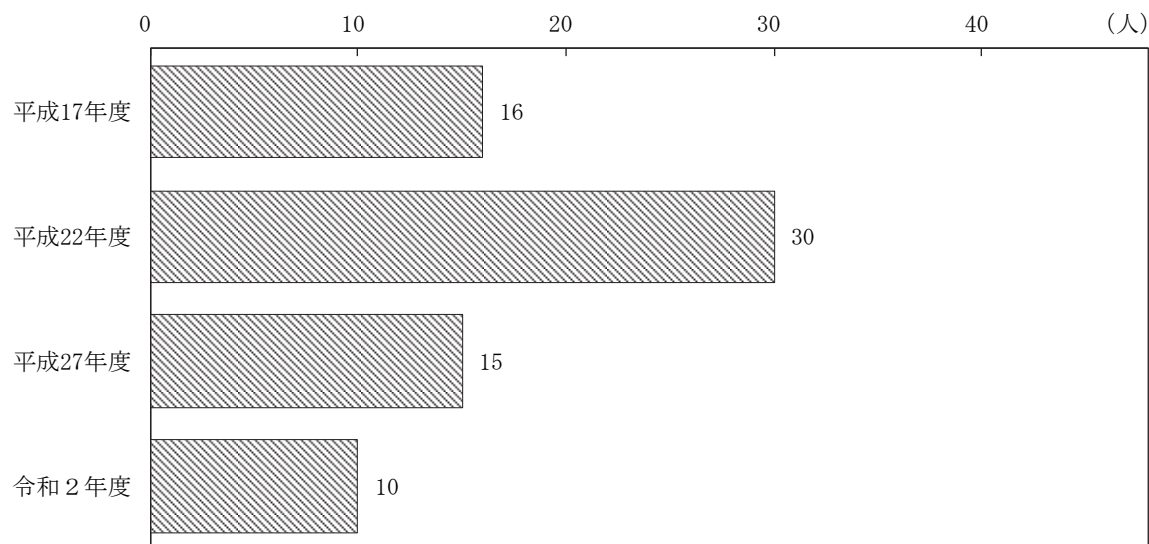


資料：国勢調査

(2) 出生の状況

国勢調査が行われた年の出生数は、平成22(2010)年度は30人を数えましたが、令和2(2020)年度にかけ、大きく減少しています。

図表2-3 出生数の推移

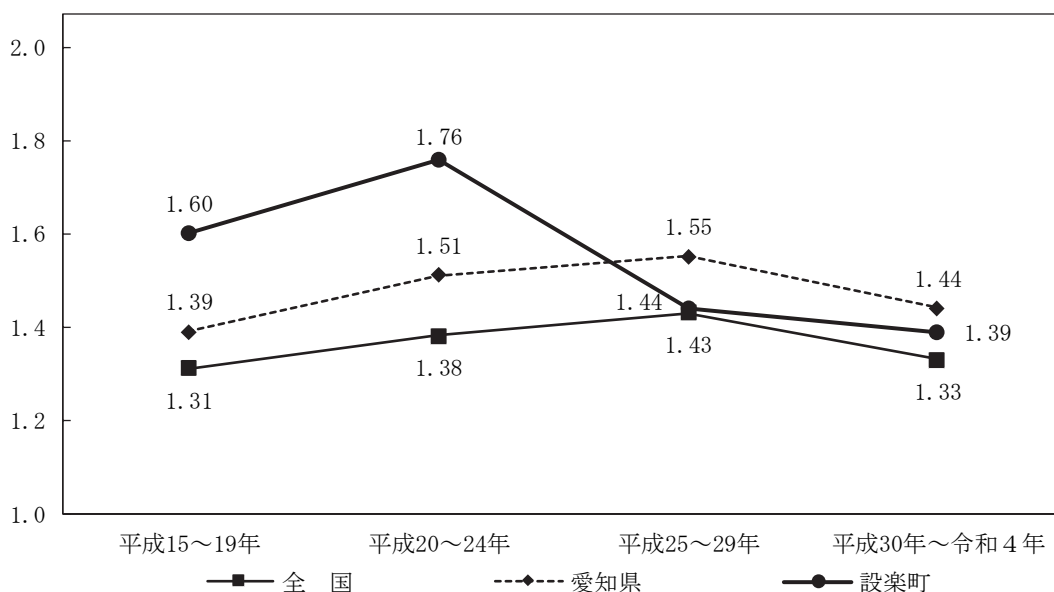


資料：設楽町統計情報

1人の女性が、15歳から49歳までの間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数を合計特殊出生率といいます。

設楽町の合計特殊出生率は、令和4(2022)年で1.39と、全国の1.33を上回って推移していますが、人口を維持するために必要な水準(2.07)から遠ざかっています。

図表2-4 合計特殊出生率の推移

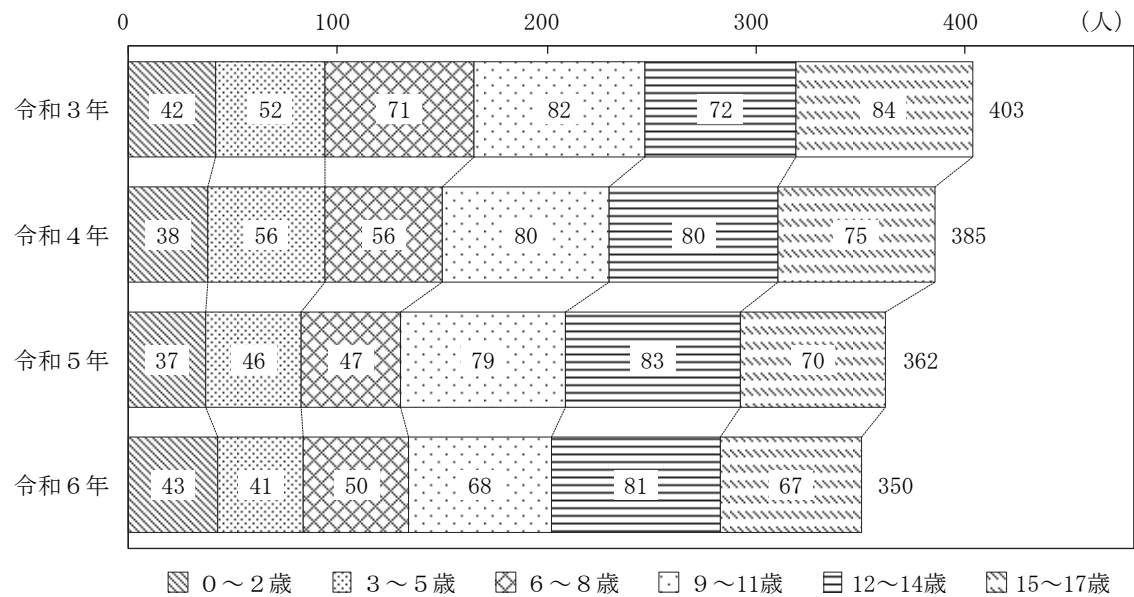


資料：人口動態統計

(3) 子どもの人口

図表2-5は、令和2（2020）年の国勢調査後の設楽町の子ども人口の推移を3歳刻みでみたものです。多くの年齢層で減少傾向にありますが、0～2歳と12～14歳はやや増加傾向にあります。

図表2-5 子ども人口の推移（各年4月1日）

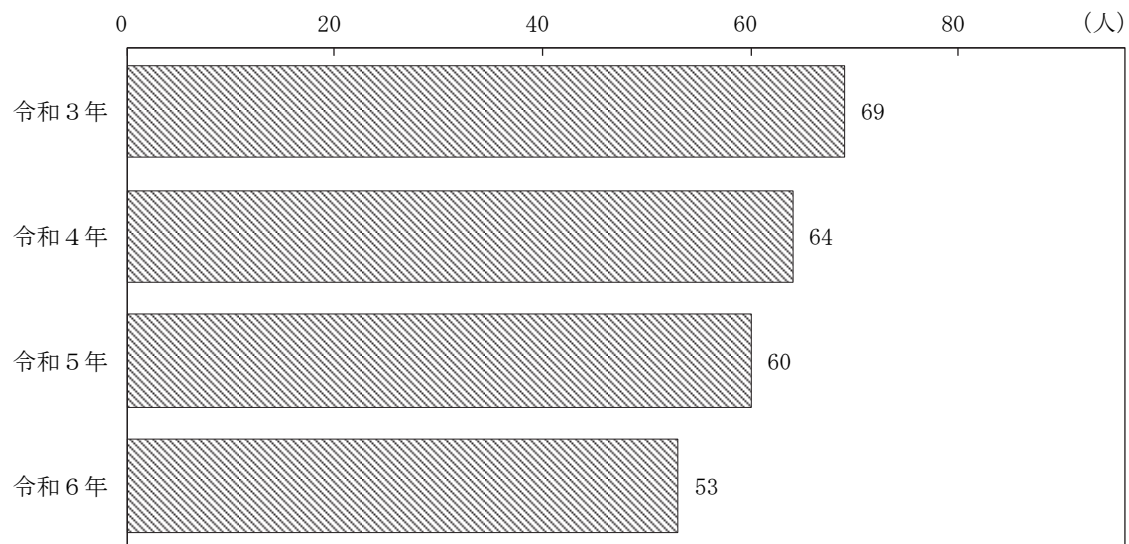


資料：設楽町住民基本台帳

(4) 保育園の園児の状況

設楽町には、これまで公立保育園3園と私立保育園1園があり、これらに通う園児数も、子どもの人口と同様に減少しています。

図表2-6 保育園の園児数の推移（各年4月1日）

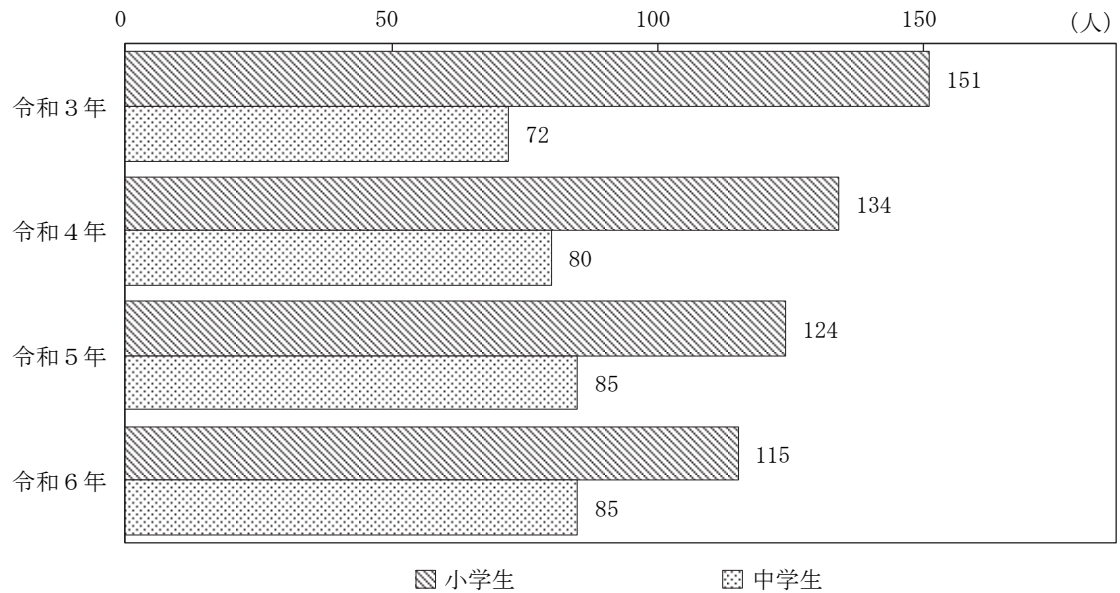


資料：町民課

(5) 小中学校の児童生徒の状況

設楽町の小中学校の児童生徒数も、子どもの人口と同様の傾向が現れ、小学生は減少していますが、中学生はやや増加傾向にあります。

図表2-7 小中学校の児童生徒数の推移（各年5月1日）

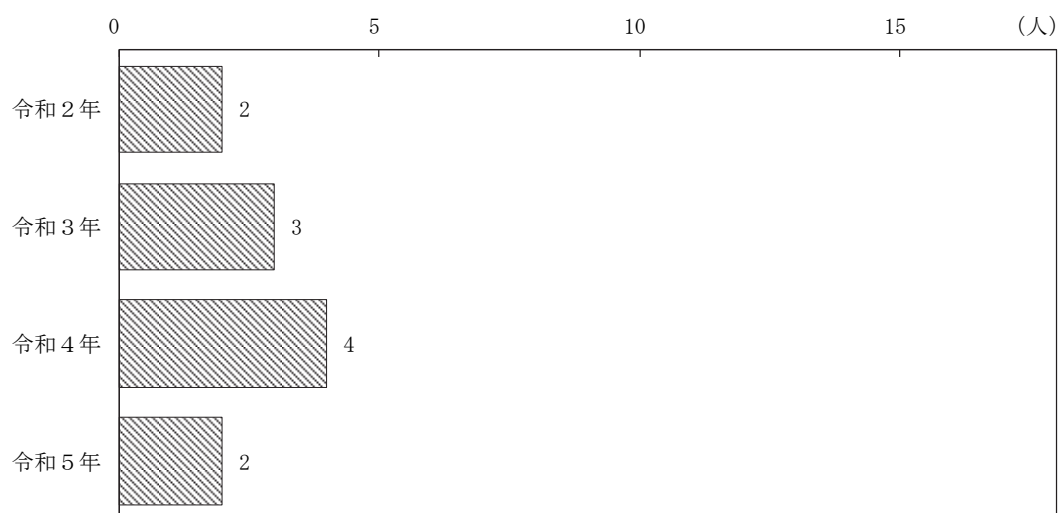


資料：学校基本調査

(6) 障がいのある児童の状況

障害児通所支援は、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、児童発達支援や放課後等デイサービス等の支給決定と受給者証の交付を受けることにより利用できる福祉サービスです。設楽町の障害児通所支援支給決定者数は令和4（2022）年まで増加していましたが、令和5（2023）年には2人に減少しています。

図表2－8 障害児通所支援受給者数の推移（各年4月1日）



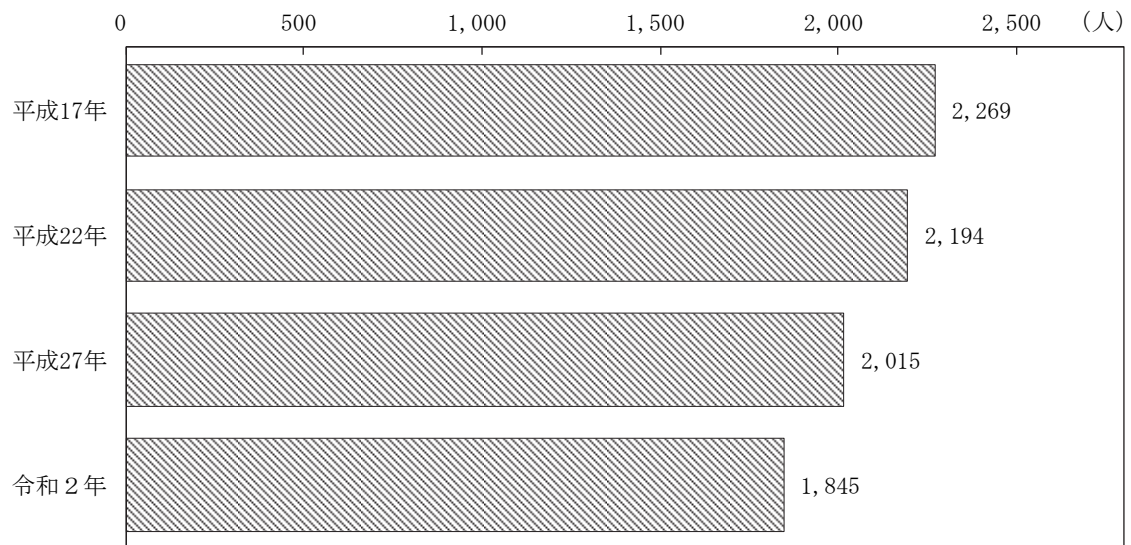
資料：町民課

2 子育て世帯の状況

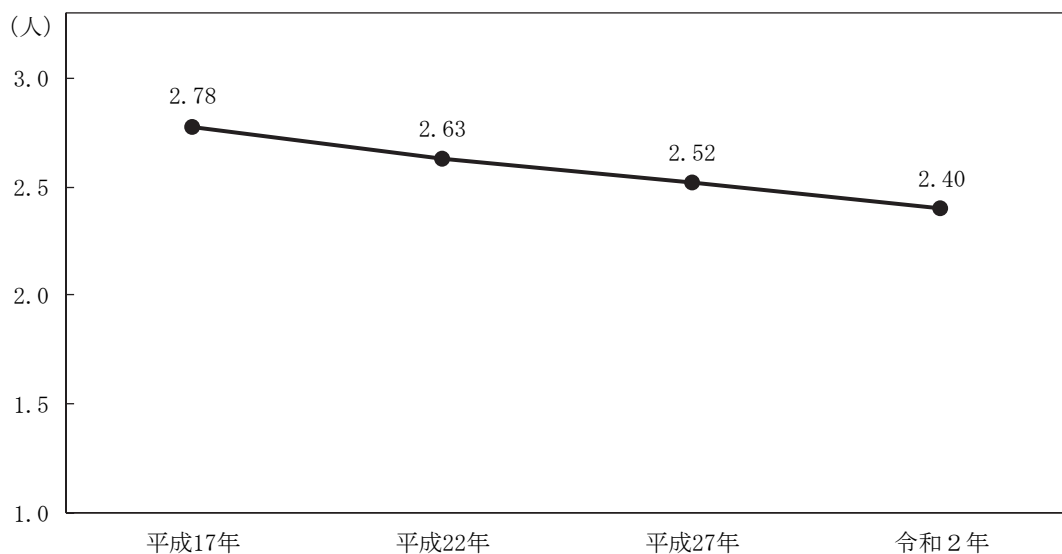
(1) 世帯の状況

国勢調査によると、設楽町の総世帯数も、平成17（2005）年の新たな「設楽町」の発足以降、減少が続き、令和2（2020）年には1,845世帯となっています（図表2－9）。これを1世帯あたりの人員数にすると2.40人となり、核家族化が進んでいることがうかがえます（図表2－10）。

図表2－9 一般世帯数の推移（各年10月1日）



図表2－10 1世帯あたりの人員数の推移（各年10月1日）

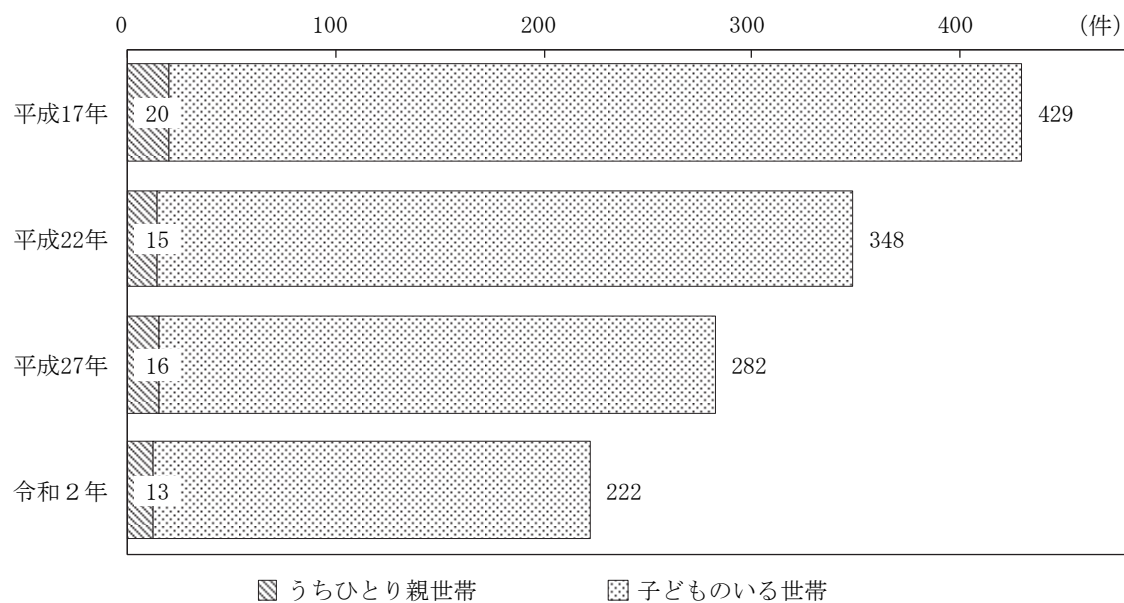


資料：図表2－9・10とも国勢調査

(2) 子育て世帯の状況

17歳以下の子どもがいる世帯数をみると、平成17（2005）年以降、大きく減少しており、令和2（2020）年には222世帯（一般世帯数の12.0%）となっています。このうち、父親と子ども、または、母親と子どもで構成する世帯（ひとり親世帯）の数も13世帯（子どものいる世帯の5.9%）と、減少傾向にあります。

図表2-11 ひとり親世帯数の推移（各年10月1日）

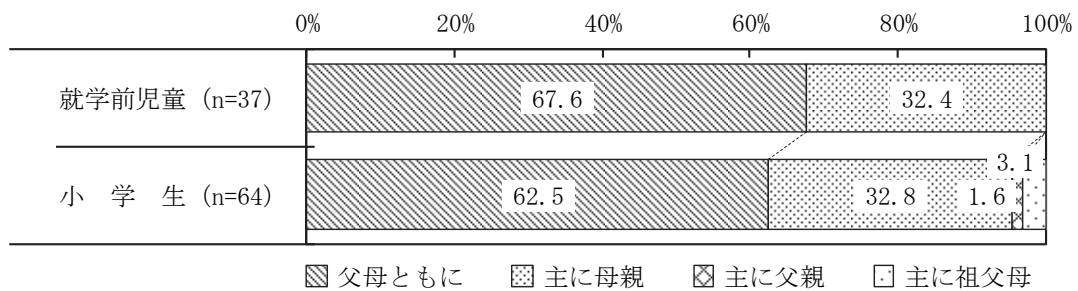


資料：国勢調査

(3) 子育ての状況

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、子育てを主に行っている人についてたずねたところ、就学前児童、小学生とも、「父母とも」が6割以上を占めていますが、「主に母親」も3割程度あります。「父母とも」の割合が最も高いものの、「主に母親」も高いことから、全体としては、子育てにおける母親の負担が大きいことがうかがえます。

図表2-12 主に子育てを行っている人

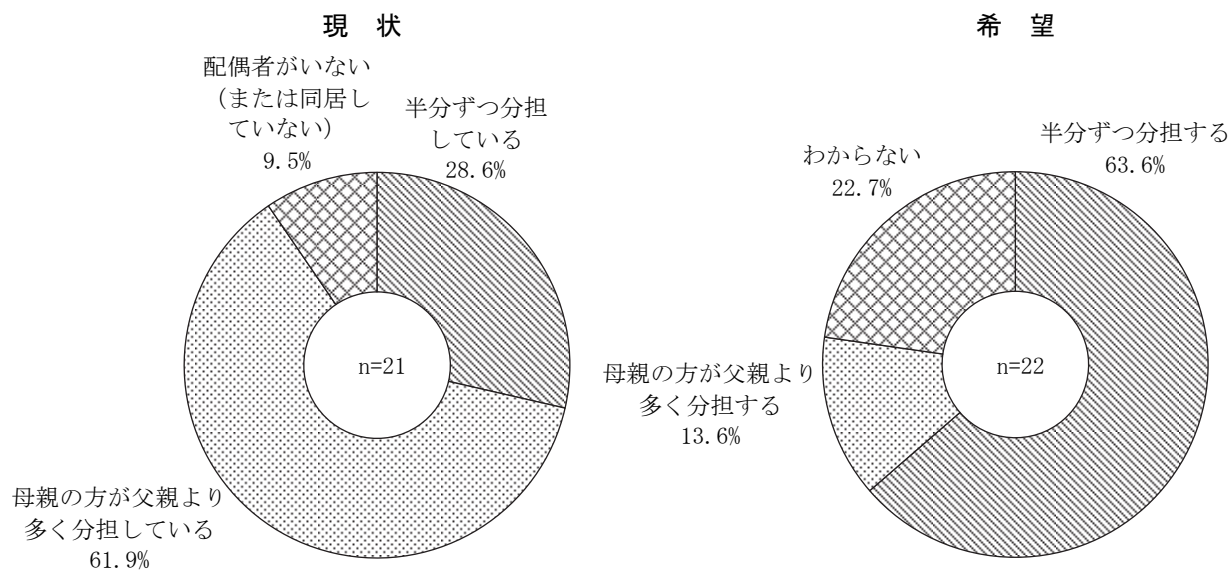


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

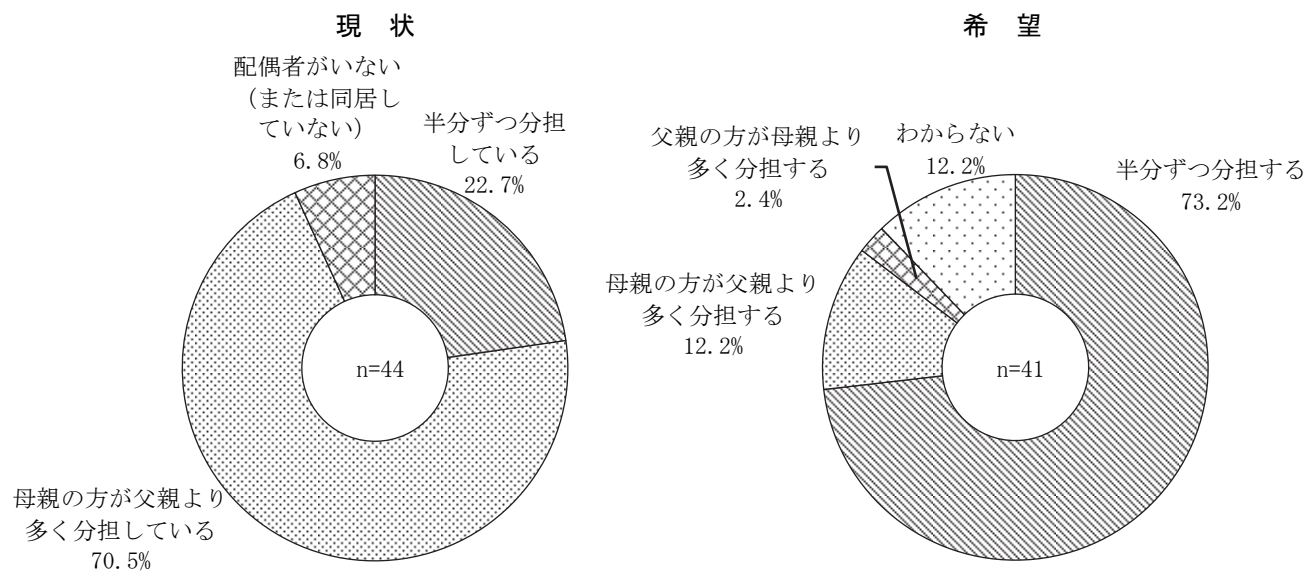
家庭における母親と父親の子育てや家事の分担についてたずねたところ、就学前児童、小学生とも、現状は「母親の方が父親より多く分担している」が最も高く、希望としては「半分ずつ分担する」が最も高くなっています。

図表2-13 家庭での子育てや家事の分担

就学前児童



小学生

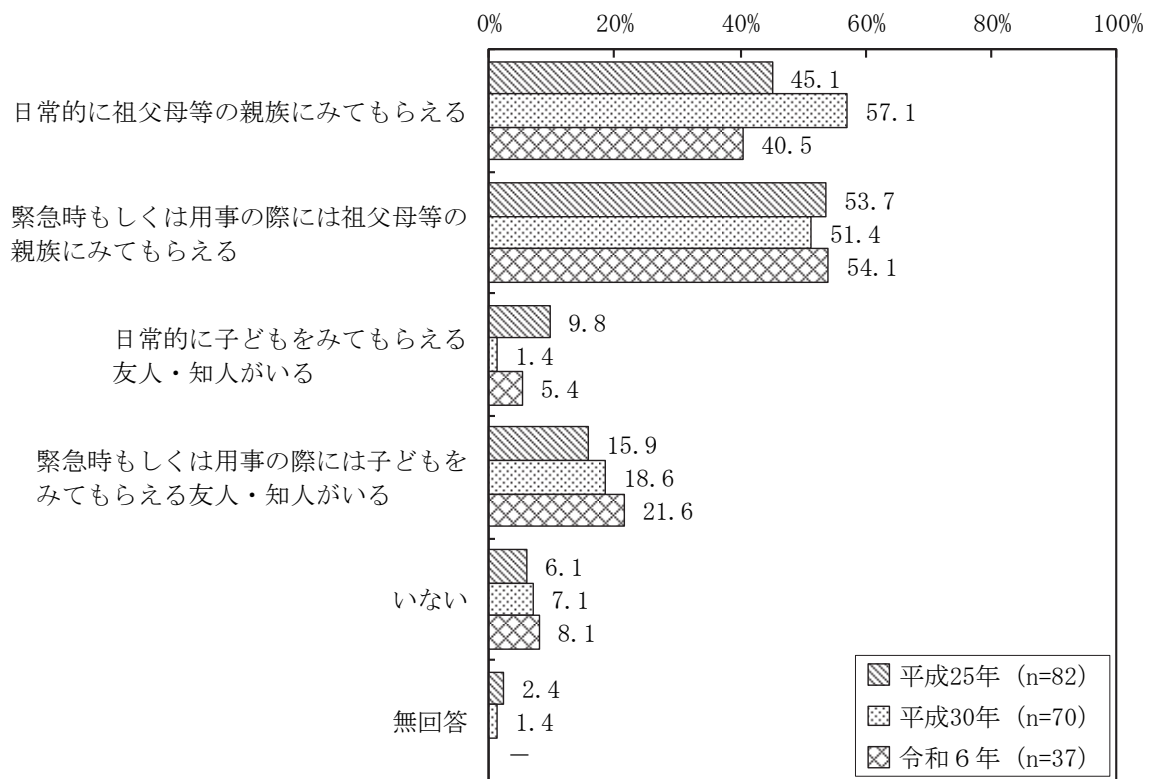


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前児童の保護者に、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかたずねたところ、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.1%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.5%となっており、いずれも「いない」は8.1%でした。

第2期計画策定時に実施した平成30年調査において最も高かった「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が15ポイント程度低下していることから、家族関係の希薄化が懸念されます。

図表2-14 日頃、子どもをみてもらえる人（就学前児童、複数回答）

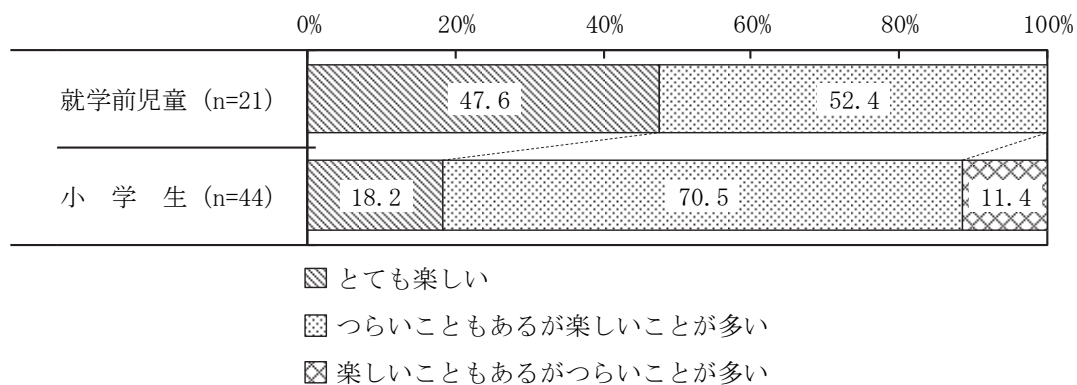


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(4) 子育ての実感

子育ては楽しいかたずねたところ、就学前児童、小学生の保護者とも、「つらいこともあるが楽しいことが多い」が最も高く、「とても楽しい」は、就学前児童の保護者が47.6%、小学生の保護者が18.2%と差が顕著になっています。なお、就学前児童、小学生とも「とてもつらい」と回答した人はいませんでした。

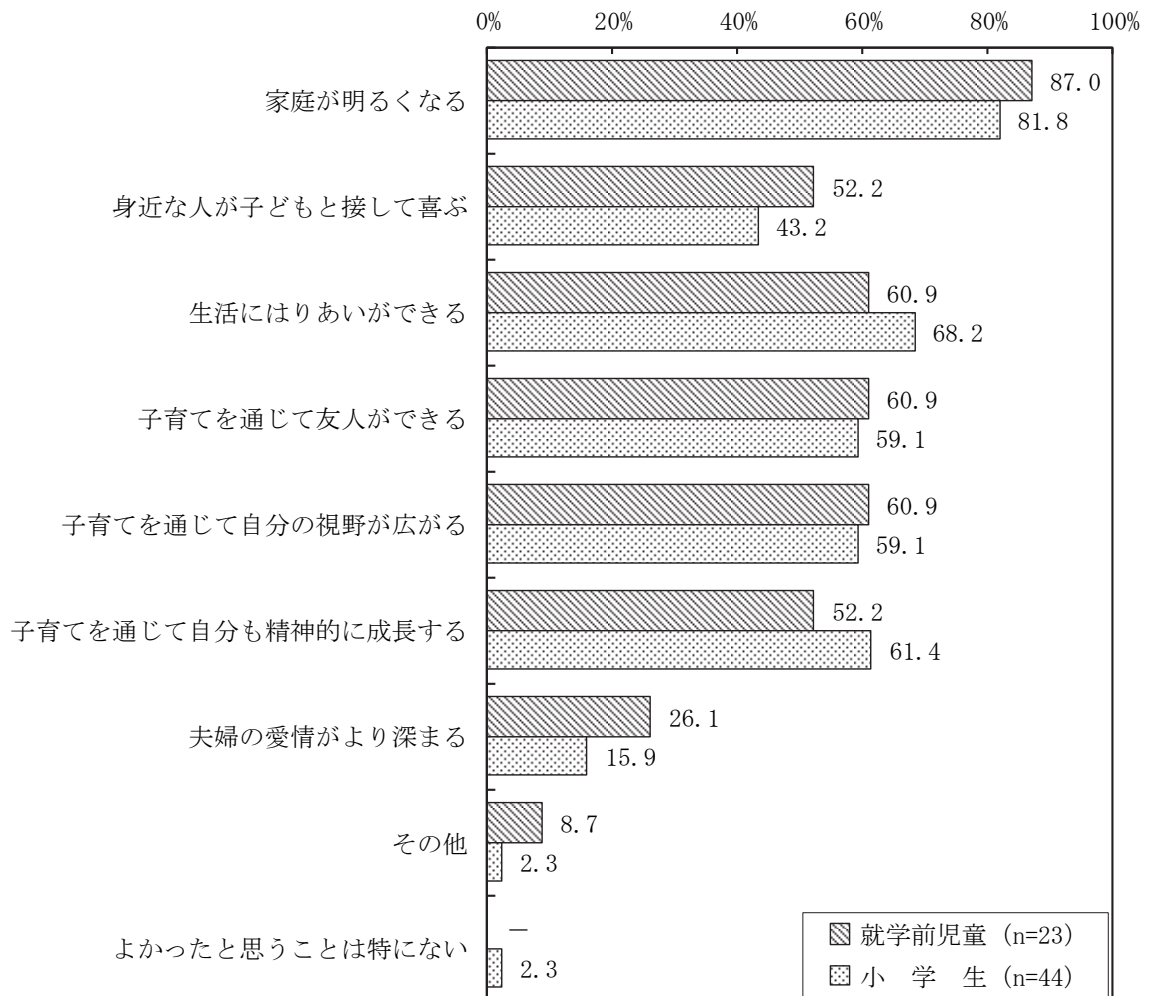
図表2-15 子育ては楽しいか ※無回答を除く



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

図表2-16は、子育てをしていてよかったと思うことは何かたずねた結果です。就学前児童、小学生の保護者とも、「家庭が明るくなる」が最も高く、多くの項目で50%を超えており、「よかったと思うことは特にない」は、小学生の保護者のみで、わずかとなっています。

図表2-16 子育てをしていて、よかったと思うこと（複数回答） ※無回答を除く



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

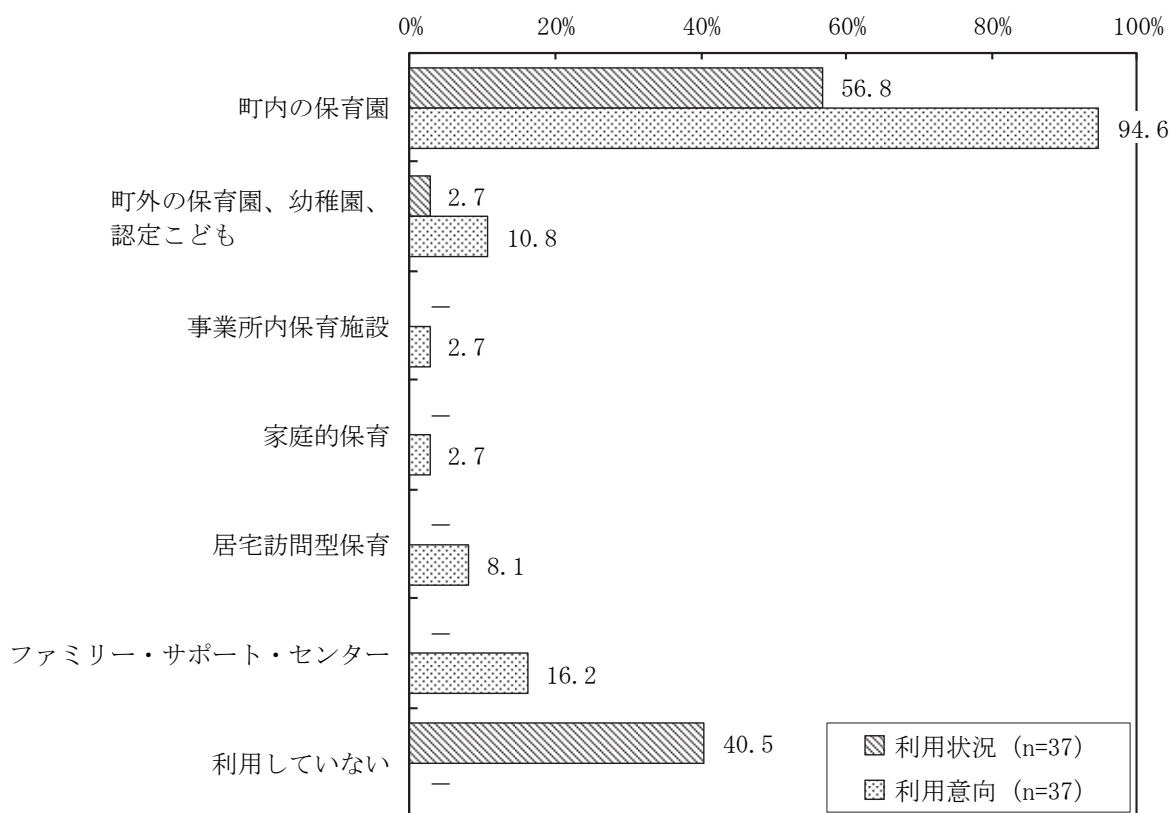
(5) 教育・保育サービスの利用状況と利用ニーズ

図表2-17は、平日の定期的な教育・保育事業（保育園等）の利用状況と利用意向を比較したものです。

町内の保育園において、利用状況に比べて利用意向が顕著に高くなっていますが、これは、現在「利用していない」子どもの利用意向と考えられます。

なお、設楽町ではファミリー・サポート・センター事業を実施していませんが、利用意向は16.2%となっています。

図表2-17 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童、複数回答）

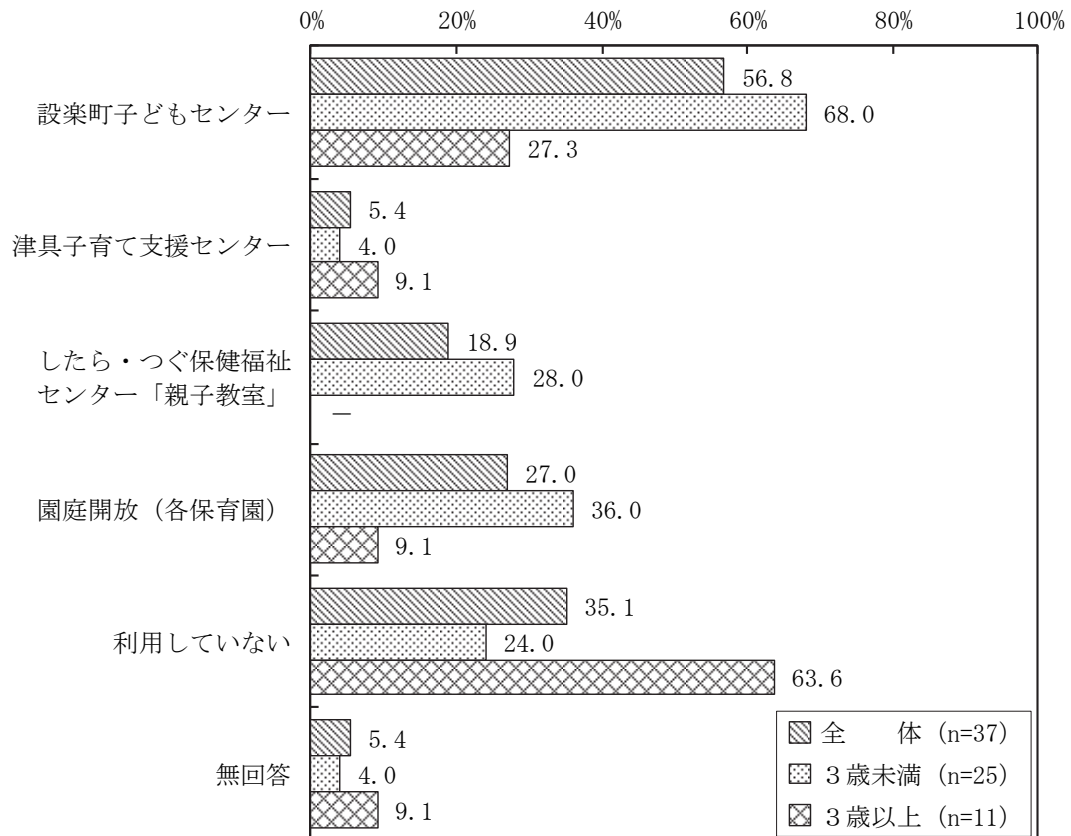


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(6) 子育て支援事業の利用状況と利用ニーズ

主に未就園児を対象とする子育て支援事業の利用状況は、3歳未満では「設楽町子どもセンター」が68.0%と高くなっていますが、3歳以上では「利用していない」が63.6%と高くなっています。

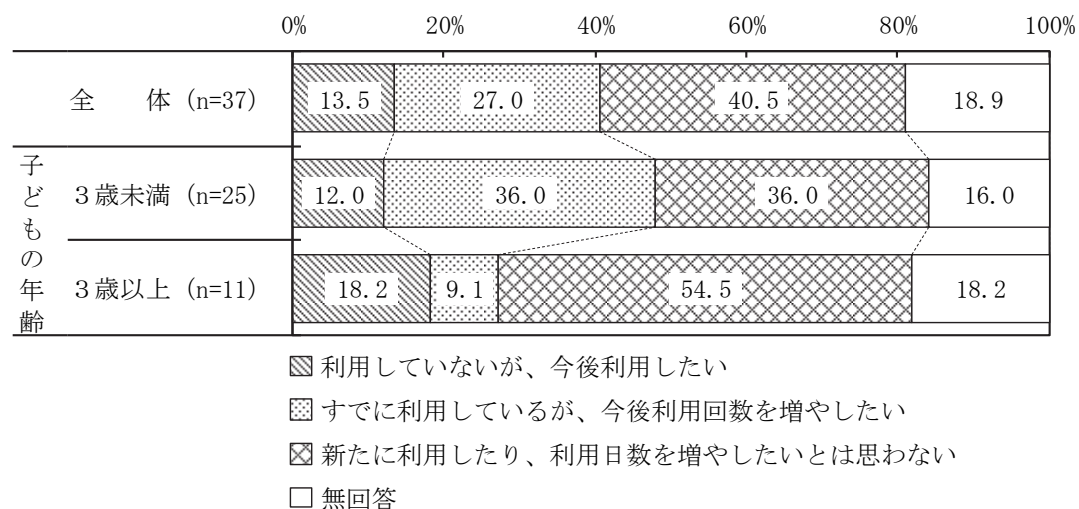
図表2-18 子育て支援事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子育て支援事業を「利用していないが、今後利用したい」と答えたのは13.5%で、3歳未満では12.0%となっています。一方、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」と答えたのは27.0%で、3歳未満では36.0%となっています。

図表2-19 子育て支援事業の利用希望（就学前児童）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

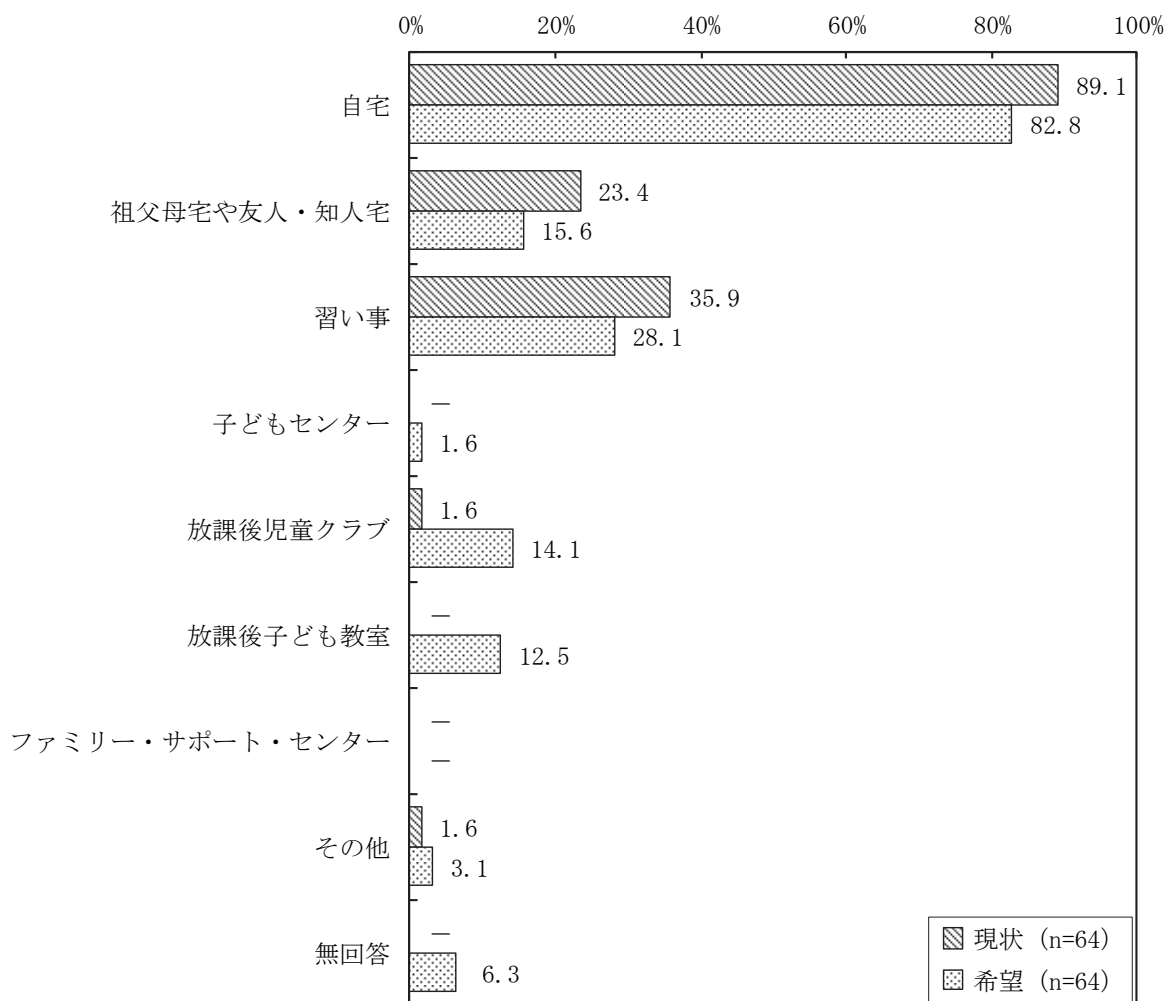
(7) 放課後の事業等の利用状況と利用ニーズ

図表2-20は、子どもが放課後（平日の小学校終了後）にふだん過ごしている場所（現状）と保護者が過ごさせたい場所（希望）を比較したものです。

「放課後児童クラブ」は現状に比べて希望が10ポイント以上高く、現状利用がない「放課後子ども教室」の希望が10ポイント以上あります。

なお、設楽町ではファミリー・サポート・センター事業を実施していないことから、利用希望もありません。

図表2-20 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学生、複数回答）



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

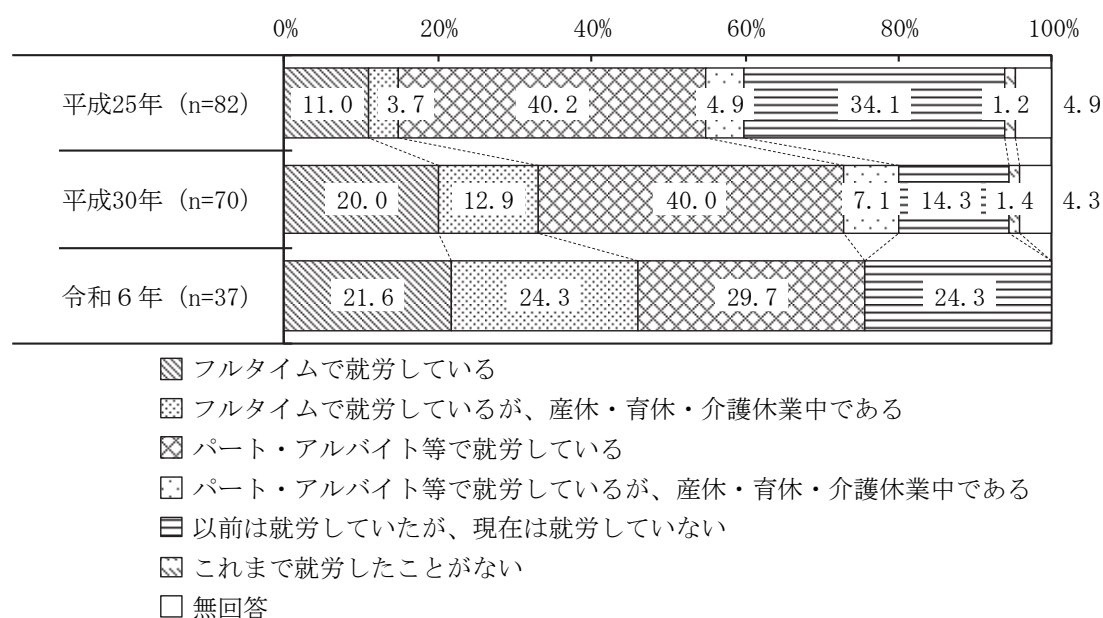
3 地域社会の状況

(1) 女性の社会進出の状況

図表2-21は、子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、就学前児童の母親の就労状況をたずねた結果です。産休・育休・介護休業中を含む「フルタイム」が45.9%で、「パート等」(29.7%)を上回っています。

過去の調査に比べ、「パート等」や「以前は就労していたが、今は就労していない」が低下する一方、「フルタイム」が大幅に上昇しており、母親(女性)の就業が進んでいることがうかがえます。

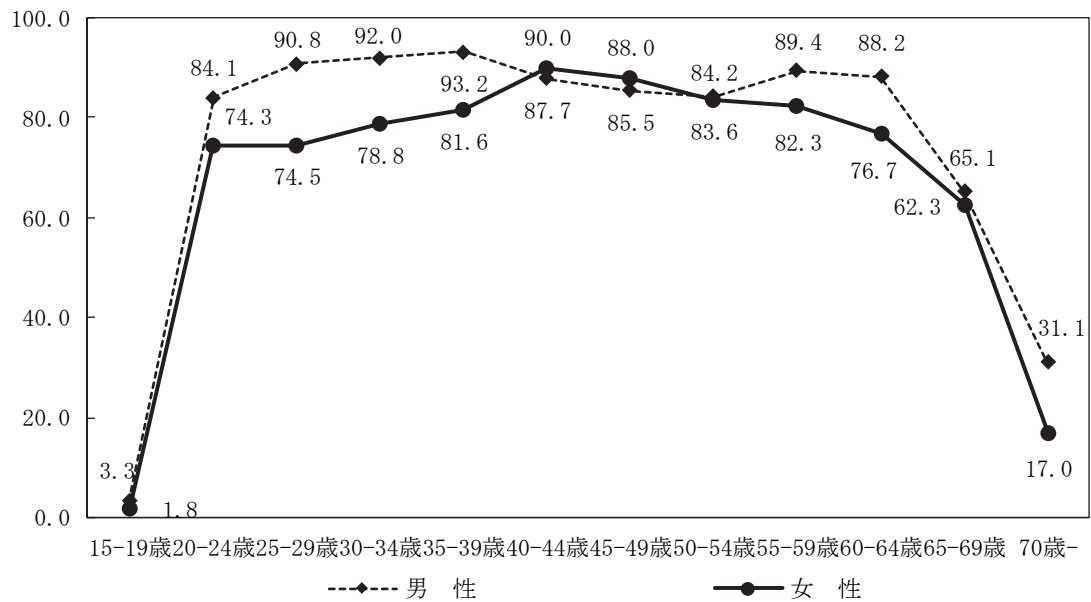
図表2-21 母親の就労状況(就学前児童)



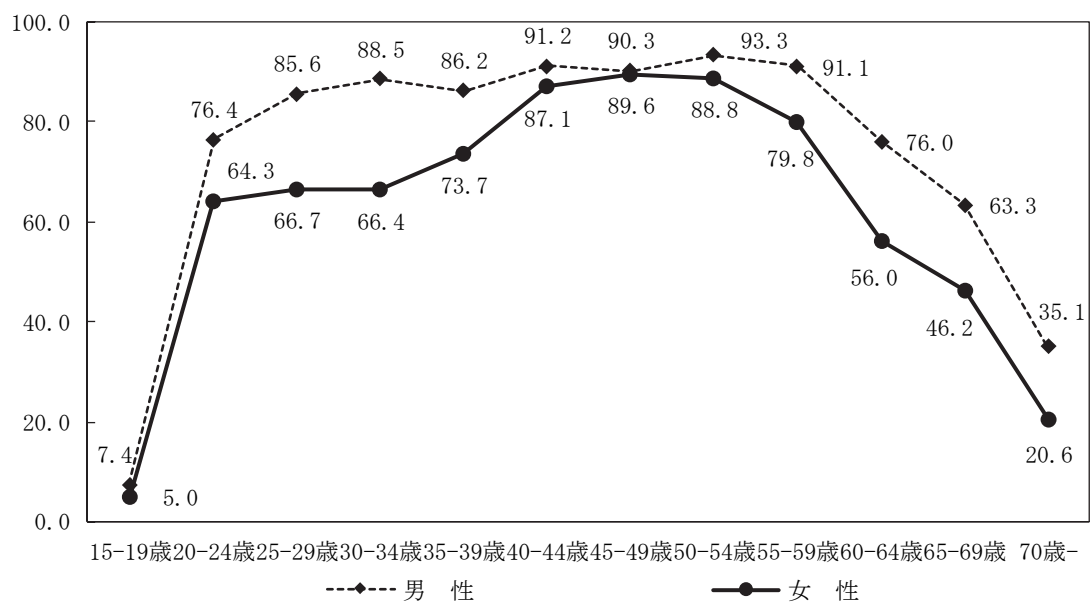
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

令和2（2020）年の女性の就業率（図表2-22）と平成17（2005）年の女性の就業率（図表2-23）を比較すると、出産期にあたる20～39歳にかけて上昇していることがわかります。

図表2-22 就業率（令和2年）



図表2-23 就業率（平成17年）



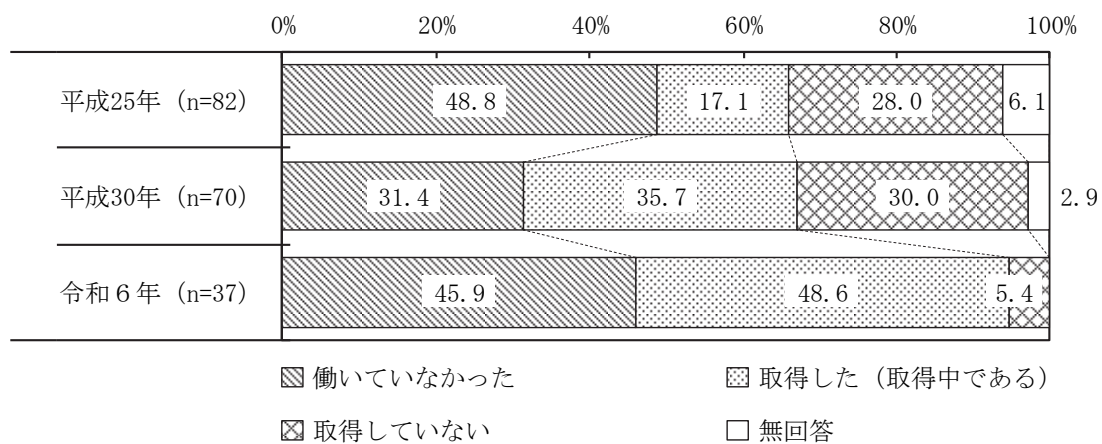
資料：図表2-22・2-23とも国勢調査

(2) 育児休業の取得状況

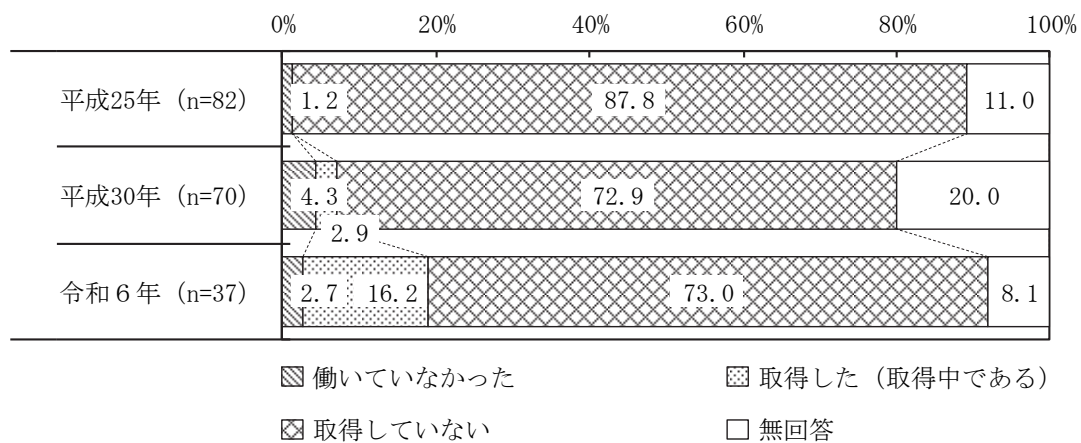
子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、育児休業の取得率は、就学前児童の母親が48.6%、父親が16.2%と、過去の調査と比較すると、ともに上昇しています。育児・介護休業制度が事業主や勤労者に、より浸透してきたと考えられますが、子育てを「半分ずつ分担する」ためには、父親の育児休業の取得率のさらなる向上が望まれます。

図表2-24 育児休業の取得状況（就学前児童）

母親



父親

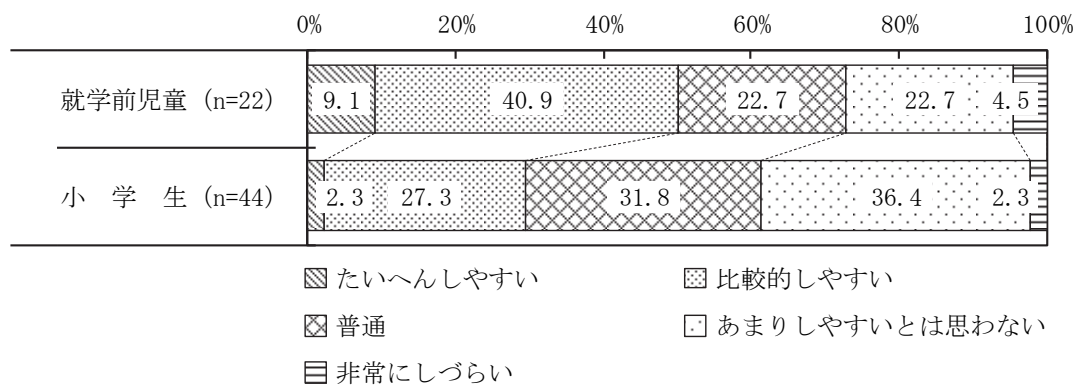


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(3) 設楽町における子育てのしやすさ

設楽町は子育てのしやすいまちかたずねたところ、就学前児童の保護者は、《しやすい》（「たいへんしやすい」＋「比較的しやすい」＝50.0%）が《しづらい》（「あまりしやすいとは思わない」＋「非常にしづらい」＝27.2%）を上回っていますが、小学生の保護者は、《しやすい》（29.6%）が《しづらい》（38.7%）を下回っています。

図表2-25 設楽町は子育てのしやすいまちか ※無回答を除く

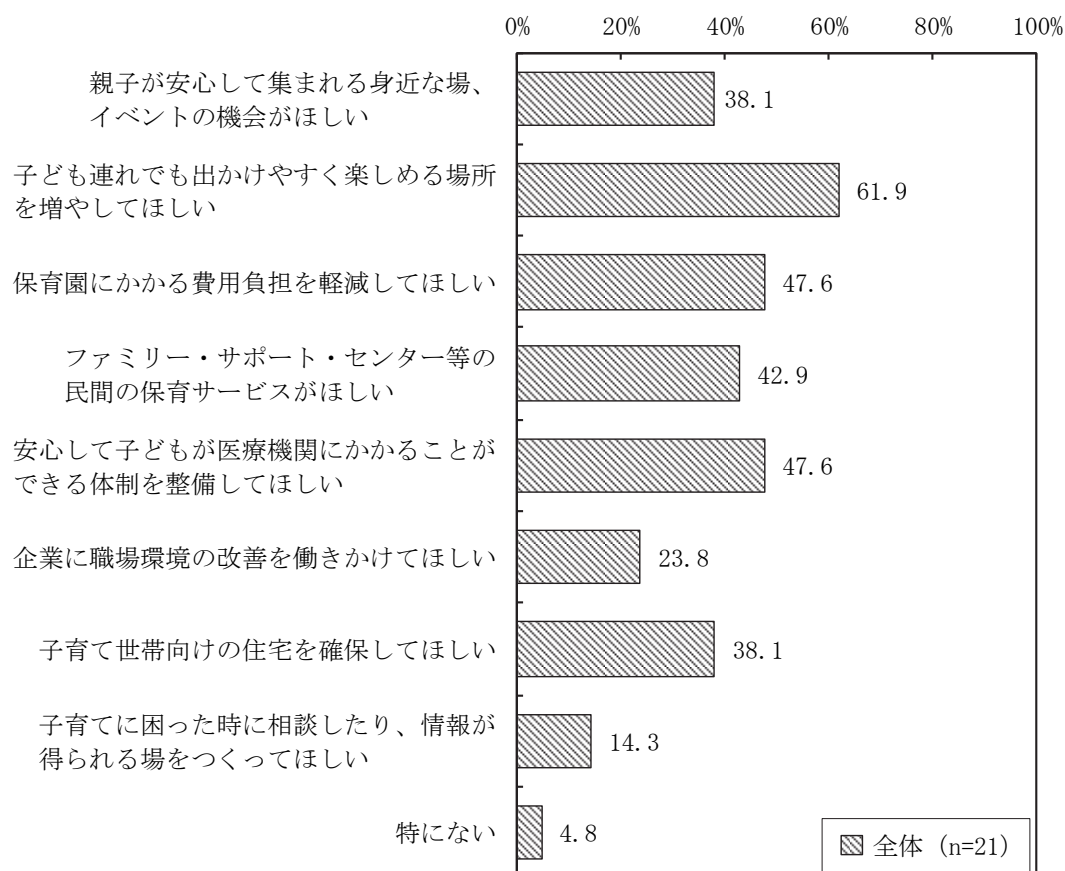


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(4) 子育て支援として行政に期待すること

就学前児童の保護者が子育て支援として町に期待することとしては、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が61.9%と最も高く、次いで、「保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」と「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」が47.6%、「ファミリー・サポート・センター等の民間の保育サービスがほしい」が42.9%などとなっています。

図表2-26 子育て支援として町に期待すること（就学前児童、複数回答） ※無回答を除く

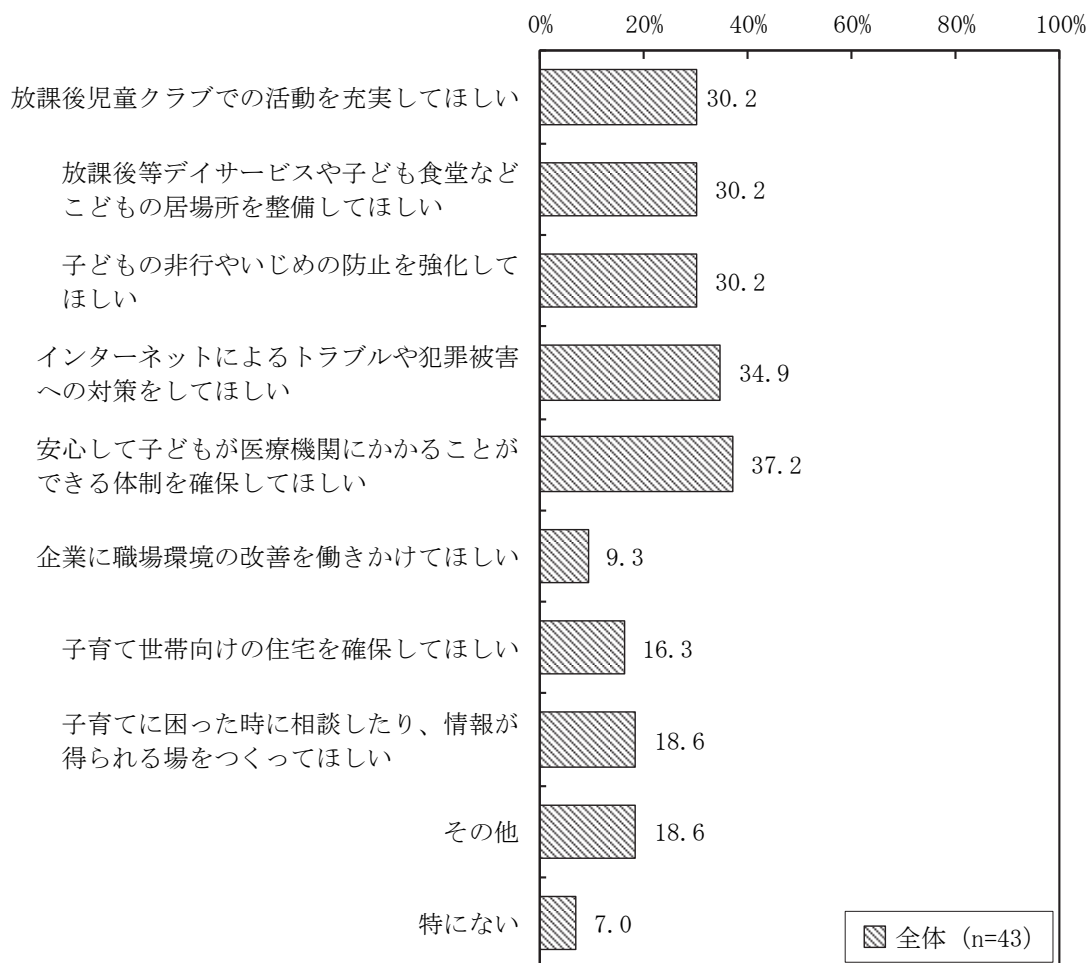


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(5) 子どもの育成支援として行政に期待すること

小学生の保護者が子どもの育成支援として町に期待することとしては、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を確保してほしい」が37.2%と最も高く、次いで、「インターネットによるトラブルや犯罪被害への対策をしてほしい」が34.9%、「放課後児童クラブでの活動を充実してほしい」、「放課後等デイサービスや子ども食堂などこどもの居場所を整備してほしい」、「子どもの非行やいじめの防止を強化してほしい」が30.2%などとなっています。

図表2-27 子どもの育成支援として町に期待すること（小学生、複数回答） ※無回答を除く



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査

第3章 子ども・子育て支援施策の方向

1 基本理念

子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる力です。次代を担う子どもたちが、このまちに生まれ、あるいは、移住し、自然と愛情に満ちた環境の中で健やかにのびのび育ち、郷土を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、様々な子どもの育成支援に取り組んできました。

また、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的認識を前提としつつも、子育てを支えることが保護者だけでなく、一人ひとりの子どもの幸せにつながることから、安心して子どもを生み、子育ての楽しさを実感できる環境を築き、地域の特色を生かしながら、みんなで子育てを支援するまちづくりをめざし、様々な子育て支援に取り組んできました。

今を生きる子どもたちやこれから生まれてくる、あるいは、移住してくる子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、自然と愛情に満ちた環境の中でのびのびと自分らしく育つことができ、それが保護者をはじめ、地域みんなのよろこびや幸せにつながるようなまちづくりに引き続き取り組んでいきます。

したがって、これまでの取り組みを継承し、さらなる取り組みへとつなげるべく、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

子どもたちがのびのびと育ち
みんなで楽しく子育てできるまちづくり

2 基本目標

基本理念「子どもたちがのびのびと育ち みんなで楽しく子育てできるまちづくり」の実現に向け、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもたちの健やかな育ちを支えます

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうした時期の子どもたちが健やかに成長できるよう、妊産婦や乳幼児のこころとからだの健康を守る母子保健サービスや就学前の子どもとその家族が安心して教育・保育サービス等を利用できる体制の充実を図ります。

基本目標2 子どもたちがのびのび自分らしく生きる力を育みます

学童期は、生きる力を育むことをめざし、調和のとれた発達を図る重要な時期です。礼節や思いやりの心を持ち、将来、自立して生活していくことができる生きる力を育む学校教育を推進するとともに、いじめの防止など、良好な教育環境づくりに取り組みます。

基本目標3 地域の子育て力を高めて子育て家庭を支えます

核家族化の進展や地域への帰属意識の希薄化などから、子育てを補完する取り組みが必要とされています。身近な地域において子育てをする家族が安心して暮らすことができるよう、子育て当事者の交流の場づくりや互助活動の構築に努めるとともに、仕事と子育てなどを両立して安心して生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

基本目標4 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭を支えます

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的養護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。様々な困難を抱える子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、関係機関等と連携し、援助を必要とする子どもや子育て家庭の早期発見、早期支援に取り組みます。

3 施策の方向

ここでは、4つの基本目標を実現するために展開する施策の方向と具体的な取り組みを示します。

基本目標1 子どもたちの健やかな育ちを支えます

施策方針

- ◇ 児童福祉と母子保健が連携して一体的な相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ◇ 子育てガイドブックや町のホームページ等をはじめ、様々な媒体を通じ、子育て当事者が必要とする情報の発信に努めます。
- ◇ 妊婦や母子が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導、予防接種、医療費助成等を行うとともに、医療体制の確保に努めます。
- ◇ 保育園の体制の確保に取り組み、さらなる質の向上や事故防止等に努めるとともに、延長保育や一時保育などの体制の確保を図ります。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
1	利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	町民課内にこども家庭センターを設置し、したら・つぐ保健福祉センターや各保育園とともに、児童福祉と母子保健が一体となって情報提供や相談対応等に取り組みます。なお、必要に応じて、関係機関と連携するなどし、切れ目のない支援に努めます。 ※詳細は第4章に掲載	町民課 保健福祉 センター
2	子育て情報の発信	設楽町の子育て支援に関する情報を掲載したガイドブックを発行するとともに、広報紙やインターネット等を通じて子育て支援に関する情報をわかりやすく提供します。	町民課 保健福祉 センター
3	妊婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。 ※詳細は第4章に掲載	保健福祉 センター

番号	取り組み	概 要	担 当
4	新生児聴覚検査	新生児の「聞こえ」の状況を早期に確かめるため、検査1回分の費用を助成し、すべての子どもが検査を受けるよう勧奨します。	保健福祉センター
5	産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業】	出産後概ね1年未満の母親と乳児を対象に、産後の育児不安等があったり、特に支援が必要と認められる場合に、健康状態や発育・発達状況のチェック、育児の相談やアドバイスをを行い、必要に応じて訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアのサービスを提供します。 ※詳細は第4章に掲載	保健福祉センター
6	乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭については適切なサービス等につなげます。 ※詳細は第4章に掲載	保健福祉センター
7	養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	子どもの養育を行うために支援が必要な家庭に対し、妊娠期から訪問による相談、助言等を行います。 ※詳細は第4章に掲載	保健福祉センター
8	次世代育成支援事業	3歳までの乳幼児を養育する保護者に対し、年2回、おむつ代を支給します。	町民課
9	乳幼児健康診査等	乳幼児期（3・4か月児、7・8か月児、1歳6か月児、3歳児）に健康診査を実施し、病気等の予防、早期発見に努めるとともに、子育てへの不安等の解消を図ります。	保健福祉センター
10	歯科検診の促進	妊娠期から歯の健康づくりに関する意識啓発を行い、歯科健診の受診勧奨に努めます。また、乳幼児健康診査での歯科健診等における歯科保健指導の充実を図ります。	保健福祉センター
11	保健指導の充実	保健指導の体制の充実に努めるとともに、ハイリスクの妊婦や健診後に経過観察が必要と考えられる親子については、家庭訪問、電話相談などで継続的な支援を行います。また、必要に応じ、関係機関との連携を図り、早期支援につなげます。	保健福祉センター
12	予防接種の促進	乳児家庭全戸訪問事業などを通じて、予防接種の知識の普及に努め、保健福祉センターでの集団接種や医療機関での個別接種を促進します。なお、未接種者に対しては、乳幼児健康診査などで接種状況を確認し、勧奨します。	保健福祉センター

番号	取り組み	概 要	担 当
13	医療費の助成	子どもの健康の保持と増進をはかるため、18歳を迎える年度末までの子どもの医療費を助成します。	町民課
14	医療体制の確保	東三河北部医療圏地域医療対策協議会を通じ、将来にわたり安定的に供給できる地域医療体制の確保に取り組みます。	町民課 津具総合支所 保健福祉 センター
15	教育・保育事業 【子ども・子育て 支援給付】	保育園としての必要な体制の確保に取り組みます。なお、今後、園児数が合計で概ね10人を維持できない状況になった場合は、再編（1園化を含む）を検討します。 ※詳細は第4章に掲載	町民課
16	保育士等の確保と育成	保育士等の処遇改善をはじめとする労働環境に配慮するなど、人材の確保に努めます。また、保育士等としての資質や指導力の向上と専門性を高めるための研修等を通じて人材育成に努めます。	町民課
17	低年齢児保育の拡充	3歳未満児受け入れ拡充のため、保育士等の確保と育成に努めます。	町民課
18	特色ある教育・保育の充実	各保育園において地域の特色を生かした創意ある教育・保育を実践します。	町民課
19	障がい児保育の充実	障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの状況を的確に把握し、適切な保育が提供されるよう、関係機関等と連携するとともに、保育士や看護師等の確保と育成に努めます。	町民課
20	延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園において通常の開所時間を延長して保育を行います。 ※詳細は第4章に掲載	町民課
21	一時保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者が冠婚葬祭や通院、育児疲れなどによるリフレッシュ等の理由で、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育園において主に昼間に一時的に預かります。 ※詳細は第4章に掲載	町民課
22	学校教育との連携	小学校での学習や生活に円滑に移行できるよう、保育園と小学校において、課題や発達段階に応じた必要な指導等の共有などに努めます。	町民課 教育委員会
23	家庭教育の推進	幼児期や入学前の子どもの保護者を対象に、子育て講座を開催します。	教育委員会

基本目標2 子どもたちがのびのび自分らしく生きる力を育みます**施策方針**

- ☆ 礼節や思いやりの心を持ち、ふるさとに愛着と誇りを持ちつつ、将来の夢や目標に向かって自立できる子どもを育みます。
- ☆ めまぐるしく変わる社会情勢や今後ますます進む国際化などに柔軟に対応することができるたくましい子どもを育みます。
- ☆ 学校と家庭、地域、関係機関との連携を図り、いじめの未然防止とともに、早期の発見、対応、解消に努め、子どもの人権を守ります。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
24	児童生徒の健全な育成	命を大切にする心、他人を思いやる心を育て、あふれる情報の中で、その情報の善悪を判断していくため自らを律する心を養い、周りの状況に流されずに行動できる力を育みます。	教育委員会
25	「生きる力」を育む学校教育の推進	児童生徒にとって何が一番必要かを常に考え、一人ひとりにあった指導をしていくことで、将来しっかりと地に足をつけ、自立した生活ができる力を育みます。	教育委員会
26	小中学校の学校規模適正化の推進	児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校において一定の集団規模を確保します。	教育委員会
27	特色ある学校づくりの推進	各学校において地域の特色を生かした創意ある教育を実践します。	教育委員会
28	心の教育の推進	ふるさとの自然や風土等についての理解を深め、ふるさとに対する愛着や誇りを持てるような豊かな心の教育を実践します。	教育委員会
29	思春期教育の推進	いのちや性に関する正しい知識を習得するため、児童生徒が赤ちゃんとふれあう機会を提供するなど、思春期教育の充実を図ります。	教育委員会 保健福祉 センター
30	英語教育の推進	国際社会に対応できるよう、小中学校での外国語指導助手（ALT）による英語教育の充実を図ります。	教育委員会

番号	取り組み	概 要	担 当
31	情報教育の推進	情報教育を推進するため、I C T（情報通信技術）を活用し、指導法の工夫改善を進めます。また、情報モラルの徹底を図り、インターネットなどの適切な利用等についての理解を深めます。	教育委員会
32	人権教育の推進	一人ひとりがかけがえない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心を育む人権教育を実践します。	教育委員会
33	いじめへの対策	「設楽町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・対応・解消に努めます。	教育委員会
34	不登校への対応	不登校児童生徒に対し、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図り、学校全体で支援する体制を整備します。	教育委員会
35	小中学校における相談体制の充実	教育相談や心の相談など相談体制の充実を図り、児童生徒の悩み事などの早期解決に努めます。	教育委員会
36	教職員の資質向上	教職員の資質能力の向上を図り、児童生徒への不適切な指導の防止に努めます。	教育委員会
37	学校施設の整備	児童生徒の安全・安心でより快適な教育環境の整備と充実を図ります。	教育委員会

基本目標3 地域の子育て力を高めて子育て家庭を支えます**施策方針**

- ◇ 子育て支援の重要性について関心と理解を深め、子育て機運の向上を図るとともに、子育て支援活動への参画を促進します。
- ◇ 子育て支援センター等における子育ての当事者同士の交流等を通じ、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。
- ◇ 放課後児童クラブなどの体制の確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの構築に向けた環境づくりに努めます。
- ◇ 子どもやその保護者等が安心して利用できるよう、子育て関連施設の環境改善等を推進します。
- ◇ 犯罪やネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努め、安全・安心な子育て環境づくりを推進します。
- ◇ 男女共同参画の啓発に取り組み、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業等を取得しやすい環境づくりなどを促進します。

主な取り組み

番号	取り組み	概要	担当
38	子育て支援への地域の意識の醸成	子育てを地域全体で支援していく意識を醸成するため、様々な機会を通じて理解と協力を働きかけます。	町民課
39	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化	地域の身近な相談役としての役割が十分果たせるよう、地域活動の情報提供や参加等を通じて地域との連携や地域課題を把握し、活動の活性化を支援することにより、相談の充実を図ります。	町民課
40	子育て支援センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	したら・つぐ保健福祉センターにおいて、未就園児の保護者に対する相談や情報提供のほか、親同士が子育てのよろこびや悩みをわかち合う子育てサークルの活動の場の提供などの支援に取り組みます。 ※詳細は第4章に掲載	町民課
41	保育園の園庭開放	未就園児とその保護者を対象に、保育園の園庭を開放し、子育てについての不安や悩みの解消などのための交流の場を提供します。	町民課

番号	取り組み	概 要	担 当
42	放課後児童クラブ 【地域子ども・子育て支援事業】	就労等の理由により、保護者が昼間に家庭にいない子どもの放課後の居場所を提供します。 ※詳細は第4章に掲載	教育委員会
43	ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業】	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）を会員として、地域で育児を支援する相互援助活動（有償）を行う事業の実施に向けた調整に努めます。 ※詳細は第4章に掲載	町民課
44	子育て関連施設の環境改善等	令和6年度に新設された「こども・子育て支援事業債（こども債）」を必要に応じて活用し、子育て関連施設等におけるエアコンの設置や防犯設備の設置、バリアフリー改修、遊具の設置等の環境整備に取り組みます。	総務課 町民課 建設課 ほか
45	防犯対策の推進	地域が主体となった防犯活動を支援し、地域や警察と連携した防犯対策を行います。	総務課
46	交通安全対策の推進	保育園や小学校において、基本的な交通ルールを学ぶ交通安全教室を開催します。	町民課 教育委員会
47	少年非行の早期発見、防止活動の推進	少年非行の早期発見や防止のためのパトロール等を行います。また、少年非行に関する相談体制の充実を図ります。	教育委員会
48	子育て世帯の住宅確保に向けた支援	空き地・空き家バンクの充実を図り、定住や移住を促進します。	企画ダム対策課
49	男女共同参画の推進	地域社会全体における男女共同参画の実現に向け、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「男女共同参画週間」（6月23～29日）などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	企画ダム対策課
50	企業等への啓発活動の推進	町内の企業等の事業主に対し、一般事業主行動計画の策定・推進や育児休業制度など各種制度の導入・運用などについて働きかけます。また、勤労者に対しては、育児休業制度など各種制度の周知を図り、活用の促進を図ります。	企画ダム対策課
51	共育での推進	子育て講座等の開催にあたり、夫婦、家族等での参加とするなど、男性が参加しやすい配慮に努めます。	保健福祉 センター 教育委員会
52	ワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランスの趣旨等について、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「男女共同参画週間」（6月23～29日）などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組みます。	企画ダム対策課

基本目標4 様々な困難を抱える子どもや子育て家庭を支えます**施策方針**

- ◇ 児童虐待の防止に向けた広報・啓発に取り組むとともに、地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもの人権を守ります。
- ◇ 障がいのある子どもが可能な限り障がいのない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援と切れ目ない支援に取り組みます。
- ◇ 外国籍の子どもが日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。
- ◇ 生活困窮世帯やひとり親世帯等からの相談に対応する体制を確保するとともに、自立に向け、住居等の確保にかかる支援や親に対する就労支援等に取り組みます。

主な取り組み

番号	取り組み	概 要	担 当
53	児童虐待の防止に向けた広報・啓発活動の推進	広報紙やホームページ、SNS等のほか、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)など様々な機会を通じ、児童虐待の防止等について広報・啓発に取り組めます。	町民課 保健福祉 センター
54	子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会の構成員である関係機関等とのネットワークを強化し、児童虐待の早期発見や早期対応、保護・支援体制の確立に努めます。	町民課 保健福祉 センター
55	子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進	子どもの権利について、広報紙やホームページ、SNS等のほか、「人権週間」(12月4～10日)などの様々な機会を通じ、広報・啓発に取り組めます。	町民課
56	障がいのある子どもの療育と相談支援の充実	障害児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスのほか、移動支援や日中一時支援等の適切な提供に努めるとともに、保育園における障がい児保育や小中学校における特別支援教育を推進します。	町民課 教育委員会
57	医療的ケア児への支援	医療的ケアが必要な子どもの支援体制の構築や多分野にまたがる支援の利用調整に取り組む医療的ケア児支援コーディネーターを配置します。また、保育園や小中学校において、医療的ケア児への対応に努めます。	町民課 教育委員会

番号	取り組み	概 要	担 当
58	外国籍の子ども等への支援	外国籍の子どもが日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。	町民課 教育委員会
59	生活困窮世帯等への支援	生活困窮世帯等に対し、子どもへの教育支援のほか、保護者への就労支援や生活支援、経済的支援に取り組みます。	町民課
60	ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯に対し、保護者の就労機会の確保のほか、児童扶養手当の支給や医療費の助成、保育料等の軽減などの支援を行います。	町民課
61	DV被害者とその子どもへの支援	広報紙やホームページ、SNS等により、DV相談窓口の周知を図り、相談に対応するとともに、自立に向けた支援等を行います。	町民課 保健福祉 センター

第4章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

1 制度の概要

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき示される基本指針を踏まえ、年度ごとの事業量の見込みとその確保方策等を計画し、それに基づき実施することとされています。

子ども・子育て支援制度は、保育園等における教育・保育に関する「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

図表4-1 市町村における「子ども・子育て支援給付」（児童手当等は除く）

子ども・子育て支援給付	
1	施設型給付（特定教育・保育施設） ・ 幼稚園 ・ 保育所（園） ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
2	地域型保育給付（地域型保育事業） ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

令和4年6月の「児童福祉法」等の改正、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正により、地域子ども・子育て支援事業の充実に向け、主に次の事業が追加されました。

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・産後ケア事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

図表4-2 「地域子ども・子育て支援事業」

法律上の事業		設楽町における事業	掲載頁
1	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業を含む)	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業を含む)	48
2	時間外保育事業	延長保育事業	50
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	51
4	子育て短期支援事業	—	52
5	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	53
6	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業等	54
	要保護児童等支援事業	—	54
	・子育て世帯訪問支援事業	—	
	・児童育成支援拠点事業	—	
	・親子関係形成支援事業	—	
7	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業等	56
8	一時預かり事業	一時保育事業	57
9	病児保育事業	—	58
10	子育て援助活動支援事業	—	59
11	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	60
12	産後ケア事業	産後ケア事業	61
13	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) * 令和8年度から制度開始予定	—	62
14	実費徴収に係る補足給付事業	—	62
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	62

2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域として、教育・保育提供区域を定めることとしています。

この計画における教育・保育提供区域は、第2期計画に引き続き、町全域を1つの区域として設定します。

3 子ども人口の推計

子ども・子育て支援事業の年度ごとの量の見込みとその確保方策等を定めるにあたり、事業の対象となる子どもの人数を踏まえる必要があります。

この計画の期間内において事業の対象となる年齢（小学生まで）の人口について、過去の人口動態から変化率を求め、将来人口を推計するコーホート変化率法に基づき算出すると、次のとおりとなります。

計画の最終年度である令和11年には、5歳以下の子どもの数が66人まで、小学生までの数が147人に減少すると予測されます。

図表4-3 設楽町の子ども人口の推計

区分	令和6年※	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	14	11	10	10	9	9
1歳	12	14	11	10	10	9
2歳	17	13	15	12	11	11
3歳	11	18	13	15	12	11
4歳	13	11	18	13	15	12
5歳	17	12	10	16	12	14
小計	84	79	77	76	69	66
6歳	16	18	13	11	18	13
7歳	19	16	18	13	11	18
8歳	15	17	14	16	11	9
9歳	13	15	17	14	16	11
10歳	23	13	15	17	14	16
11歳	32	23	13	15	17	14
小計	118	102	90	86	87	81
合計	202	181	167	162	156	147

※令和6年は4月1日時点の状況（実績）

4 事業の量の見込みと確保方策等

ここでは、設楽町における今後の子どもの人口の推移をもとに、令和6年に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果やこれまでの利用実績などを総合的に勘案して算出した、教育・保育（子ども・子育て支援給付）と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等を示します。

I 教育・保育（子ども・子育て支援給付）

特定教育・保育施設としては、幼稚園、保育所（園）、認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）があり、設楽町では、これまで公立保育園3園と私立保育園1園で運営してきましたが、令和7年4月から私立保育園1園と公立保育園1園が統合し、公立保育園3園体制となります。

このほか、市町村が認可する地域型保育事業として、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業がありますが、町内にはこれから事業を実施する施設はありません。

なお、施設の利用にあたっては、子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があり、その区分は図表4-4の3区分です。施設利用に係る給付にあたっては、公正かつ適正な支給に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上等について、必要に応じて、検討を行います。

図表4-4 子ども・子育て支援給付支給認定区分

区 分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定以外の子ども	保護者の就労または疾病、その他の国の定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な場合	

このほかにも、国が直接支援する企業主導型保育事業を行う施設と市町村が支援する認可外保育施設があります。なお、認可外保育施設などの特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使にあたっては、県と連携して取り組みます。

第2期の実績

教育・保育の提供量に不足はなく、待機児童はいない状況ですが、1～2歳児の利用がやや高く推移しています。

図表4-5 教育・保育の利用実績等

単位：人／％

区 分		1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 0歳 1歳 2歳	
令和2年度	①子どもの人口	50		12	32
	②利用実績（園児数）	0	50	0	17
	③提供量（定員数）	0	102	4	24
	内 特定教育・保育施設	0	102	4	24
	内 地域型保育事業	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	52	4	7
令和3年度	①子どもの人口	52		11	31
	②利用実績（園児数）	0	50	2	17
	③提供量（定員数）	0	102	4	24
	内 特定教育・保育施設	0	102	4	24
	内 地域型保育事業	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	52	2	7
令和4年度	①子どもの人口	56		16	22
	②利用実績（園児数）	0	54	1	9
	③提供量（定員数）	0	93	5	22
	内 特定教育・保育施設	0	93	5	22
	内 地域型保育事業	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	39	4	13
令和5年度	①子どもの人口	46		11	26
	②利用実績（園児数）	0	45	0	15
	③提供量（定員数）	0	93	5	22
	内 特定教育・保育施設	0	93	5	22
	内 地域型保育事業	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	48	5	7
令和6年度	①子どもの人口	41		14	29
	②利用実績（園児数）	0	40	0	13
	③提供量（定員数）	0	93	5	22
	内 特定教育・保育施設	0	93	5	22
	内 地域型保育事業	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	53	5	9
令和6年度	利用率（②／①）			0.0	44.8

第3期の計画

教育・保育へのニーズには対応できると考えますが、1～2歳児については、母親の就労状況を考慮し、引き続き、やや高く推移すると見込まれます。

図表4-6 教育・保育の量の見込みと確保方策

単位：人／％

区 分		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①子どもの推計人口	41		11	14	13
	②量の見込み	0	40	1	6	8
	③確保方策	0	72	3	6	9
	内 特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	32	2	0	1
令和8年度	①子どもの推計人口	41		10	11	15
	②量の見込み	0	40	1	6	8
	③確保方策	0	72	3	6	9
	内 特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	32	2	0	1
令和9年度	①子どもの推計人口	44		10	10	12
	②量の見込み	0	43	1	5	6
	③確保方策	0	72	3	6	9
	内 特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	29	2	1	3
令和10年度	①子どもの推計人口	39		9	10	11
	②量の見込み	0	38	1	5	6
	③確保方策	0	72	3	6	9
	内 特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	34	2	1	3
令和11年度	①子どもの推計人口	37		9	9	11
	②量の見込み	0	36	1	5	6
	③確保方策	0	72	3	6	9
	内 特定教育・保育施設	0	72	3	6	9
	内 地域型保育事業	—	—	—	—	—
	内 企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
	内 認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足（③－②）	0	36	2	1	3
令和11年度	利用率（②／①）			11.1	55.6	54.5

今後の取り組み等

- ・すべての子どもが健やかにのびのびと育つことができるよう、教育・保育に携わる保育士等の確保と育成に努めます。
- ・障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援が必要な子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、関係機関等と連携するとともに、保育士や看護師等の確保と育成に努めます。
- ・子どもたちの成長に欠かせない集団での育ちを維持していくため、計画期間内に、保育園において園児数が合計で概ね10人を維持できない状況になった場合は、再編（統廃合）を検討していくこととします。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子どもや保護者が身近な場所において、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じる事業です。

第2期の実績

町民課内に子育て世代包括支援センターを設置し、したら・つぐ保健福祉センターや各保育園とともに、情報提供や相談対応などを実施しています。

図表4-7 利用者支援事業の実績

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型(子育て世代包括支援センター)	相談件数	97	62	52	42	30
	設置数	1	1	1	1	1

※令和6年度の相談件数は見込み

第3期の計画

町民課内に新たにこども家庭センターを設置し、したら・つぐ保健福祉センターや各保育園と連携し、妊産婦や子育て家庭等への情報提供や相談支援を行います。また、保健福祉センターにおいて、妊婦やその配偶者等に面談により情報提供や相談支援（伴走型相談支援）等を行い、あわせて妊婦のための支援金（妊婦認定後5万円＋胎児数届け出後胎児1人あたり5万円）を給付する妊婦等包括相談支援事業を実施します。

図表4-8 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1

図表4-9 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数(人)	12	11	11	10	10
1人当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
面談延回数(回)	36	33	33	30	30

今後の取り組み等

- ・相談支援にあたっては、妊産婦や子育て家庭等が気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、医療機関や関係機関と連携して適切な支援につなげます。

② 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育園等において通常の開所時間を延長して保育を行う事業です。

第2期の実績

公立保育園3園において午後は6時まで、私立保育園1園において午前8時前の30分間、午後は5時30分まで実施していました。

図表4-10 延長保育事業（時間外保育事業）の実績

単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児数	860	617	1,282	1,336	927
実施施設数	4	4	4	4	4

※令和6年度の利用児数は見込み

第3期の計画

私立保育園1園の公立保育園への統合により、今後、公立保育園3園において午後は6時まで実施することとし、提供体制の確保を図ります。

図表4-11 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,074	1,047	1,034	938	898
②確保方策	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
過不足(②-①)	6	33	46	142	182

今後の取り組み等

- ・延長保育時間等の見直しについては、保育士の確保が不可欠であることから、ニーズ等を踏まえて慎重に検討します。

③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

就労等の理由により、保護者が昼間に家庭にいない子どもの放課後の居場所を提供する事業です。

第2期の実績

3小学校区において放課後児童クラブを開設しています。平日の利用は少なく、夏休み等の長期休暇に利用が集中しています。

図表4-12 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実績 単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児数	1,110	1,020	1,022	1,384	1,142

第3期の計画

引き続き、3小学校区において放課後児童クラブを開設し、提供体制の確保に努めます。

図表4-13 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込みと確保方策 単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,054	930	888	899	837
②確保方策	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
過不足(②-①)	326	450	492	481	543

今後の取り組み等

- ・放課後児童クラブにおける活動の充実に向け、支援員の資質の向上に努めるとともに、障がいのある子どもなども、ともに活動できる環境づくりに努めます。

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもの必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

第2期の実績

町内に対応できる施設はなく、事業を実施していません。

図表4-14 子育て短期支援事業の実績

単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入所生活援助事業利用延べ日数	—	—	—	—	—
短期入所生活援助事業実施施設数	0	0	0	0	0
夜間養護等事業利用延べ日数	—	—	—	—	—
夜間養護等事業実施施設数	0	0	0	0	0

※令和6年度は見込み

第3期の計画

ニーズ等を踏まえ、近隣自治体と連携するなど、事業の実施について検討します。

図表4-15 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	—	—	—	—	—

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭については適切なサービス等につなげる事業です。

第2期の実績

保健師により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問を実施しています。

図表4-16 乳児家庭全戸訪問事業の実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	10	18	11	13	8

※令和6年度は見込み

第3期の計画

引き続き、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します。

図表4-17 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	10	10	9	9
②確保方策	11	10	10	9	9

今後の取り組み等

- ・生後4か月までの乳児がいるすべての家庭への訪問の確実な実施やより充実した支援を行うため、職員の資質等の向上に取り組みます。

⑥ 養育支援訪問事業等

子どもの養育を行うために支援が必要な家庭に対し、妊娠期から訪問による相談、助言等を行うとともに、家事等を援助するヘルパーの派遣を行う事業です。

令和4年の児童福祉法の改正により、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事等を援助するヘルパーの派遣を行う子育て世帯訪問支援事業、養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者に対しての相談等の支援を行う児童育成支援拠点事業、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う親子関係形成支援事業の3事業が創設され、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。

第2期の実績

妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が必要とされた妊産婦を対象に、保健師が訪問等により支援を行うこととしています。

図表4-18 養育支援訪問事業の実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	0	0	0	0	0

※令和6年度は見込み

第3期の計画

引き続き、養育支援訪問事業を実施し、養育に対する支援が必要な家庭を支援することにより、虐待の未然防止や早期発見に努めます。なお、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、必要に応じて、実施を検討します。

図表4-19 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1

今後の取り組み等

- ・妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図り、養育に対する支援が必要な家庭の早期発見と状況把握に努めます。
- ・要保護児童等の支援にあたっては、民生委員・児童委員や関係機関等と連携を図るため、引き続き、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもを守る地域のネットワークの強化を図ります。

⑦ 子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）

育児の不安や負担を軽減するため、子どもや親同士が交流できる場の提供や育児相談等により、身近な地域における子育て支援を総合的に実施する事業です。

第2期の実績

したら・つぐ保健福祉センターを開設し、親同士が子育てのよろこびや悩みをわかち合う仲間づくりや子どもが楽しく安全に遊べる場を提供しています。

図表4-20 子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）の実績 単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	2,325	2,697	2,734	2,743	2,724
実施施設数	2	2	2	2	2

※令和6年度は見込み

第3期の計画

既存の2施設における事業の充実に努め、利用の促進を図ります。

図表4-21 子育て支援センター事業等（地域子育て支援拠点事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,583	2,518	2,485	2,256	2,158
②確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

今後の取り組み等

- ・ニーズ等を踏まえ、事業内容の充実に向けて検討します。

⑧ 一時保育事業（一時預かり事業）

保護者が冠婚葬祭や通院、育児疲れなどによるリフレッシュ等の理由で、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを保育園等において、主に昼間に一時的に預かる事業です。

第2期の実績

公立保育園3園と私立保育園1園において実施してきましたが、利用がありませんでした。

図表4-22 一時保育事業（一時預かり事業）の実績

単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用児数	0	0	0	0	1
実施施設数	4	4	4	4	4

※令和6年度は見込み

第3期の計画

私立保育園1園の公立保育園への統合により、今後、公立保育園3園において実施することとし、提供体制の確保を図ります。

図表4-23 一時保育事業（一時預かり事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	2	2	2	2	2

今後の取り組み等

- ・事業の継続実施と拡充に向けては、保育士の確保が不可欠であることから、ニーズ等を踏まえて慎重に検討します。

⑨ 病児保育事業

病気等のため、保育園等で集団保育が困難で自宅療養が必要な間、病院・診療所に付設された専用スペース等で保育を行う事業です。

第2期の実績

町内に対応できる医療機関はなく、事業を実施していません。

図表4-24 病児保育事業の実績

単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児数	—	—	—	—	—
実施施設数	0	0	0	0	0

※令和6年度は見込み

第3期の計画

ニーズ等を踏まえ、近隣自治体と連携するなど、事業の実施について検討します。

図表4-25 病児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	—	—	—	—	—

⑩ 子育て援助活動支援事業

いわゆるファミリー・サポート・センター事業で、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行う事業です。

第2期の実績

援助会員の確保と事業の運営を担う体制整備が困難なことなどから、事業を実施していません。

図表4-26 子育て援助活動支援事業の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員数	—	—	—	—	—
援助会員数	—	—	—	—	—
利用児数	—	—	—	—	—

※令和6年度は見込み

第3期の計画

一定のニーズがあることから、地域住民の事業への参画意識の醸成を図り、援助会員の確保に努めるとともに、事業の運営を担うことのできる団体等に協力を要請するなど、事業の実施をめざします。

図表4-27 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保方策	—	—	—	—	—

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施する事業です。

第2期の実績

妊婦健康診査 14 回分（多胎妊娠の場合は 19 回分）と子宮頸がん検診 1 回分の受診票を妊娠届出時に交付し、費用の助成を実施しています。

図表 4-28 妊婦健康診査事業の実績

単位：件

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出件数	19	14	9	6	6
延べ受診件数	150	228	155	138	100

※令和6年度は見込み

第3期の計画

引き続き、受診を促進し、妊婦の健康の保持と増進を図ります。

図表 4-29 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量 の見 込み	妊娠 届出数	12	11	11	10	10
	延べ受 診件数	180	165	165	150	150
② 確 保 方 策	妊娠 届出数	12	11	11	10	10
	延べ受 診件数	180	165	165	150	150

今後の取り組み等

・事業の利用を通じて支援が必要な妊婦の早期発見・支援に努めます。

⑫ 産後ケア事業

出産後概ね1年未満の母親と乳児を対象に、産後の育児不安等があったり、特に支援が必要と認められる場合に、健康状態や発育・発達状況のチェック、育児の相談やアドバイス等を行い、必要に応じて訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアのサービスを提供する事業です。

第2期の実績

訪問型・宿泊型・デイサービス型産後ケアのサービスは、町外の医療機関3施設に委託して実施しています。

図表4-30 産後ケア事業の実績

単位：人／か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	12	18	14	13	10
実施施設数	1	2	2	2	3

※令和6年度は見込み

第3期の計画

既存3施設との契約を継続し、提供体制の確保を図ります。

図表4-31 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保方策	13	13	13	13	13
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の取り組み等

- ・事業の周知を図るとともに、提供体制の拡充に努めます。

⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない満3歳未満の子どもが短時間通園するための給付制度で、令和8年度から開始予定となっています。したがって、今後明らかになる事業内容の詳細な情報を収集し、ニーズ等に応じて、実施を検討することとします。

⑭ 実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難な世帯が利用する保育園等の利用に係る実費徴収額（日用品・文具等費、副食材料費）の負担軽減を図る事業です。必要に応じて、実施を検討します。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進にかかる調査研究事業のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。必要に応じて、実施を検討します。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

設楽町では、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に基づき、「設楽町子ども・子育て会議」を設置し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事項をはじめ、子ども・子育て施策について審議することとしています。そのため、「設楽町子ども・子育て会議」は、児童福祉、保健、教育などの分野の関係団体等の代表者や有識者などにより構成しています。

この計画の推進にあたっては、「設楽町子ども・子育て会議」を通じ、幅広い意見の共有等により相互に連携を図ることで、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 進捗管理

この計画に示した子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する進捗・実施状況を定期的に把握するとともに、「設楽町子ども・子育て会議」における審議状況、さらには、経済や社会の情勢の変化、国の子ども・子育て支援施策のほか、関連する施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や事業の見直しを行うなど、適切な計画管理に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月	内 容
令和6年8月2日～23日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 → 概要は6頁参照
令和6年10月30日	第1回設楽町子ども・子育て会議 ・第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて ・令和7年4月1日からの公立保育園運営について
令和6年12月20日	第2回設楽町子ども・子育て会議 ・第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和6年12月26日 ～令和7年3月4日	子ども・子育て支援法に基づく愛知県との協議
令和7年1月27日 ～2月26日	パブリックコメント ・第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月7日	第3回設楽町子ども・子育て会議（書面会議） ・パブリックコメントの結果等について

2 設楽町子ども・子育て会議

(1) 設楽町子ども・子育て会議設置要綱

平成25年9月24日

告示第58号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、設楽町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設楽町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 設楽町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 町子育て支援関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 会議に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を統括する。
- 4 副会長は、会長の指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(2) 設楽町子ども・子育て会議委員

【委員数】15人

(◎：会長 ○：副会長)

所属団体及び職名等	氏 名
町立小学校長代表	○後藤 克史
町保育協会長	◎佐々木 智則
田口小学校PTA会長	夏目 晃忠
清嶺小学校PTA会長	高松 哲也
名倉小学校PTA会長	鈴木 啓司
津具小学校PTA会長	佐々木あす香
田口宝保育園父母の会会長	村松 有希
清嶺保育園父母の会会長	佐藤 康平
名倉保育園父母の会会長	寺田 佳一
津具保育園父母の会会長	村松 美紀
民生委員・児童委員	鷺山 俊明
保育士代表	後藤 幸代
子育てサークルひまわり代表	前崎 小夏
子育てサークルピノキオ代表	園原 明子
したら保健福祉センター所長	依田 佳久

※敬称略

第3期設楽町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発行者 設楽町

〒441-2301

愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地

TEL 0536-62-0519

FAX 0536-62-1458

Email chomin@town.shitara.lg.jp
